

大規模災害発生時における九州ブロック 災害廃棄物対策行動計画

【 資 料 集 】

平成 29 年6月策定
令和2年3月改訂(案)

大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会

<目 次>

資料 1 九州ブロック協議会構成員連絡先	1
資料 2 各構成員の自治体において災害を想定している資料.....	2
資料 3 広域連携チームの設置のあり方について（参考）.....	3
資料 4 災害時における災害廃棄物処理対策に係るアンケート調査結果（市町村）.....	4
資料 5 災害時における災害廃棄物処理対策に係るアンケート調査結果（県）.....	33
資料 6 広域連携に関する内容が記載された参考事例.....	60
資料 7 平成 28 年度自治体ヒアリング結果（熊本地震への対応と教訓、課題等）.....	80
資料 8 九州ブロック内連携を行う場合の災害廃棄物処理に関する体制例（詳細図）.....	87
資料 9 ブロック内連携マニュアル（対応フロー及び解説）.....	88

資料1 九州ブロック協議会構成員連絡先

種別	組織	組織の連絡先部署	電話番号
自治体 (県)	福岡県	環境部廃棄物対策課	092-643-3363
	佐賀県	県民環境部循環型社会推進課	0952-25-7078
	長崎県	環境部廃棄物対策課	095-895-2373
	熊本県	環境生活部環境局循環社会推進課	096-333-2278
	大分県	生活環境部循環社会推進課	097-506-3126 5
	宮崎県	環境森林部循環社会推進課	0985-26-7081
	鹿児島県	環境林務部廃棄物・リサイクル対策課	099-286-2594
	沖縄県	環境部環境整備課	098-866-2231
自治体 (市)	北九州市	環境局循環社会推進部循環社会推進課	093-582-2187
	福岡市	環境局循環型社会推進部循環型社会計画課	092-711-4308
	久留米市	久留米市環境部施設課	0942-27-5371
	大牟田市	大牟田市環境部環境企画廃棄物対策課	0944-41-2738 2
	長崎市	長崎市環境部廃棄物対策課	095-829-1159
	佐世保市	佐世保市環境部環境政策課	0956-31-6520
	熊本市	熊本市環境局資源循環部廃棄物計画課	096-328-2359
	大分市	大分市環境部清掃管理ごみ減量推進課	097-537-5624
	宮崎市	宮崎市環境部廃棄物対策課	0985-21-1763
	鹿児島市	鹿児島市環境局資源循環部資源政策課	099-216-1288
	那覇市	那覇市環境部廃棄物対策課	098-951-3231
民間 団体	(公社) 全国産業 廃棄物資源循環連 合会	九州地域協議会	099-222-023009 6-213-3356
有識者	島岡 隆行 教授	九州大学大学院工学研究院環境社会部門	092-802-3433
	平山 修久 准教授	名古屋大学減災連携研究センター	052-747-6824
国の 機関	環境省(九州)	九州地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策資源循環課	096-322-2410
	環境省(本省)	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室	03-5521-8358
	国土交通省	九州地方整備局企画部防災課室	092-476-3544
	内閣府	沖縄総合事務局開発建設部防災課	098-866-1903

平成 2931 年 4 月現在

資料2 各構成員の自治体において災害を想定している資料

種別	自治体	資料名	策定（又は更新）年月
県	福岡県	福岡県災害廃棄物処理計画	平成 28 年 3 月
	佐賀県	佐賀県地震被害等予測調査災害廃棄物処理計画	平成 2729 年 3 月
	長崎県	長崎県地域防災計画災害廃棄物処理計画	平成 2730 年 6 月
	熊本県	熊本県廃棄物処理計画 (第 7 章 災害廃棄物の処理に関する事項)	平成 28 年 3 月
	大分県	大分県災害廃棄物処理計画	平成 28 年 3 月
	宮崎県	宮崎県災害廃棄物処理計画	平成 28 年 3 月
	鹿児島県	鹿児島県地震等災害被害等予測調査報告書災害廃棄物処理計画	平成 2630 年 23 月
	沖縄県	沖縄県災害廃棄物処理計画	平成 29 年 3 月
市	北九州市	北九州市地域防災計画災害廃棄物処理計画	平成 28 令和元年 26 月
	福岡市	福岡市地域防災計画災害廃棄物処理計画	平成 2731 年 63 月
	久留米市	久留米市地域防災計画災害廃棄物処理計画	平成 2830 年 38 月
	大牟田市	大牟田市地域防災計画災害廃棄物処理計画	平成 2831 年 63 月
	長崎市	長崎市地域防災計画・長崎市水防計画	平成 27 年 3 月
	佐世保市	佐世保市地域防災計画	平成 2830 年 212 月
	熊本市	熊本市地域防災計画災害廃棄物処理計画	平成 28 令和元年 17 月
	大分市	大分市災害廃棄物処理計画(案)	平成 2829 年 113 月
	宮崎市	宮崎市災害廃棄物処理計画	平成 28 年 10 月
	鹿児島市	鹿児島市地域防災計画災害廃棄物処理計画	平成 2631 年 3 月
	那覇市	那覇市地域防災計画	平成 2830 年 65 月

平成 2931 年 4 月現在

■他ブロックの地域ブロック協議会で策定された行動計画に記載されている内容（連携体制のあり方）

参考文献・事例	大規模災害時における北海道ブロック災害廃棄物対策行動計画(仮称第1版) 素案
作成元	大規模災害時廃棄物対策北海道ブロック協議会
作成年月	平成 2829 年 3 月
広域連携に関する 記載項目	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道ブロック協議会の構成と基本的な役割 ・北海道ブロック内におけるネットワークの構築
小項目と 主な記載内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理に係るブロック内の相互協力体制のイメージ ・事前に協定を結ぶことが望ましい主な業界 ・通信手段の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に用いる通信手段の概要 ・東日本大震災時の事例 ・発災時に収集する情報の内容例 ・各関係者の役割と対応内容の明確化 <ul style="list-style-type: none"> ・国、都道府県、市町村、民間事業者の平時と発災時の役割・対応内容 ・D. Waste-Net への応援要請 <ul style="list-style-type: none"> ・D. Waste-Net の支援の仕組み ・D. Waste-Net による支援例

参考文献・事例	災害廃棄物対策東北ブロック行動計画
作成元	大規模災害時廃棄物対策東北ブロック協議会
作成年月	平成 29 年 2 月
広域連携に関する 記載項目	<ul style="list-style-type: none"> ・東北ブロック協議会の役割 ・広域連携時の各関係機関の対応手順
小項目と 主な記載内容	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の協議会の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・事務局：情報収集と分析、関係機関（環境本省含む）・構成団体との連絡調整、関係団体（中央本部等）への要請などを行う。 ・構成団体：情報収集と分析、受援・支援体制の構築、団体支部との連絡調整などを行う。 ・広域連携時の各関係機関の対応手順 <ul style="list-style-type: none"> ・初動の連携（災害発生から1週間程度） <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関（被災市町村、被災県、東北地方環境事務所）の初動 ・関係民間団体・事業者（産業廃棄物協会、建設業協会、解体工事業組合）の初動 ・本格対応期（災害発生から1週間程度経過した後） ・収束期（復旧・復興期）

参考文献・事例	大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画【第二版】
作成元	大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会
作成年月	平成 30 年 3 月
広域連携に関する 記載項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>行動計画の位置づけ</u> ・ <u>関東ブロックにおける連携体制の構築</u> ・ <u>支援チーム運営マニュアル（附則資料）</u>
小項目と 主な記載内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>行動計画の位置づけ</u> ・ <u>市区町村災害廃棄物処理計画、都県災害廃棄物処理計画、関東ブロック災害廃棄物対策行動計画それぞれについて、直接的役割、側面的支援、補完的支援の機能別に位置づけ（行動計画は、市区町村又は都県の役割を側面的・補完的に支援するものとしている）</u> ・ <u>関東ブロックにおける連携体制の構築</u> ・ <u>各主体の平常時と災害発生時の役割</u> ・ <u>平常時と災害発生時の情報連絡体制</u> ・ <u>支援チーム運営マニュアル</u> ・ <u>支援チームの設置手順、設置条件、派遣される職員の条件など</u> ・ <u>支援チームの活動内容、勤務条件、経費等の取り扱いなど</u>

参考文献・事例	災害廃棄物中部ブロック広域連携計画_第一二版
作成元	大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会
作成年月	平成 28 29 年 3 2 月
広域連携に関する 記載項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発災前の広域連携の手順 ・ 災害応急対応時の広域連携の手順
小項目と 主な記載内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発災前の広域連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携体制の構築の流れについて ・ 情報共有のあり方、発災前に共有すべき情報、各主体が集約すべき情報について ・ 人材を育成するための訓練の実施、研修会・セミナー等の開催の要領について ・ 災害応急対応時の広域連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携体制の構築の流れについて ・ 災害応急対応時に共有すべき情報 ・ 被害状況の共有手順 ・ 災害廃棄物発生量に関する情報の共有手順 ・ 仮置場等の用地に関する情報の共有手順 ・ 支援に関する情報の共有手順 ・ 域外での緊急処理に関する情報の共有手順 ・ 人材、資機材の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害応急対応時に必要な人材、資機材と確保の手順 ・ 既存の処理施設の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急性の高い（緊急的な処理が必要となる）災害廃棄物等の種類と処理の手順

<u>参考文献・事例</u>	<u>近畿ブロック大規模災害廃棄物対策行動計画</u>
<u>作成元</u>	<u>大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会</u>
<u>作成年月</u>	<u>平成 29 年 7 月</u>
<u>広域連携に関する記載項目</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>平常時の大規模災害への備え</u> ・ <u>大規模災害時の対応（標準的な手順）</u>
<u>小項目と主な記載内容</u>	<p><u>【平常時の大規模災害への備え】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>受援・応援に係る連携の強化（受援・応援側のそれぞれの立場の備え）</u> ・ <u>関係者間の情報の共有（共有すべき事項の例）</u> <p><u>【大規模災害時の対応】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>近畿ブロックにおける広域的な連携についての考え方</u> ・ <u>被災市町村、被災府県、応援府県（市町村含む）、国、民間団体等の主な役割</u> ・ <u>近畿ブロックにおける大規模災害廃棄物の処理に関する標準的な手順</u>

<u>参考文献・事例</u>	<u>大規模災害発生時における中国ブロック災害廃棄物対策行動計画</u>
<u>作成元</u>	<u>災害廃棄物対策中国ブロック協議会</u>
<u>作成年月</u>	<u>平成 30 年 3 月</u>
<u>広域連携に関する記載項目</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>大規模災害発生時における各主体の活動及び連携方針</u>
<u>小項目と主な記載内容</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ブロック内における災害廃棄物処理支援体制イメージ</u> ・ <u>「中国 5 県災害等発生時の広域支援に関する協定」に基づく支援・受援マニュアルによる広域支援体制</u> ・ <u>広域連携の手順</u> ・ <u>災害発生時に広域連携で災害廃棄物対策を実施する際の様式集</u>

<u>参考文献・事例</u>	<u>大規模災害発生時における四国ブロック災害廃棄物対策行動計画</u>
<u>作成元</u>	<u>災害廃棄物対策四国ブロック協議会</u>
<u>作成年月</u>	<u>平成 30 年 3 月</u>
<u>広域連携に関する記載項目</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>大規模災害発生時における各主体の活動及び連携方針</u>
<u>小項目と主な記載内容</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ブロック内における災害廃棄物処理支援体制イメージ</u> ・ <u>「危機事象発生時の四国 4 県広域応援に関する基本協定」、「危機事象発生時の四国 4 県広域応援に関する基本協定実施細目」、「四国 4 県広域支援本部設置・運営要領」に基づく支援・受援マニュアルによる広域支援体制</u> ・ <u>広域連携の手順</u> ・ <u>災害発生時に広域連携で災害廃棄物対策を実施する際の様式集</u>

■他の地域ブロックにおける情報伝達訓練の事例

参考文献・事例	平成 30 年度大規模災害時における関東地域ブロックでの広域的な災害廃棄物対策に関する調査検討業務報告書
作成元	環境省関東地方環境事務所
作成年月	平成 31 年 3 月
広域連携に関する記載項目	・ワーキンググループ（支援チーム運営マニュアルの運用確認、支援チーム運営マニュアルの実効性確認、支援チームに関する討議・意見交換）

具体的な記載内容

【支援チーム運営マニュアルの運用確認】

日数	確認事項	主なアウトプット（一部抜粋）
シナリオ 1～2日目	<ul style="list-style-type: none"> ■関東地方環境事務所より千葉県、神奈川県、静岡県、小田原市への支援チーム設置に係る職員派遣検討の依頼 ■要請に対して、出動体制に係る手順、調整内容・相手、それにかかる時間等の行動を検討してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、市町村へ要請を行う。 ・課内で派遣可能な職員確認（知見を持つ職員を選定）、派遣にあたっての調整（人事、市長）を行う。 ・収集運搬関連団体（外郭団体、許可業者）支援可能か確認、打診する。 ・上司レク、人選、持ち回り決済をして回答まで2～3日要する。出発まで1週間要する。 ・県と市の役割がわからない。平時から調整しておくことが必要ではないか。
3～6日目	<ul style="list-style-type: none"> ■2日程度で支援要請の受諾の返事ができるか？（派遣決定までに庁内の調整にどの程度の時間がかかるか？） ■派遣先のどこに集まる、どうやって行く、携行品はなに、チームの連絡先の共有はどうする、支援チームのロジは誰がやる、現地での指示系統はどうなっているか等を具体的に想像してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の取りまとめで2日後は難しい。平時から調整が必要である。 ・誰が行くかを決めるには3～5日くらいかかる。 ・派遣先県庁と相談の上、拠点を決定する。
7～11日目	<ul style="list-style-type: none"> ■支援チームの現地入り予定日。現地で何をやるのか。被災自治体からどんなことを聴取するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地の体制確認、施設の被災状況確認、勝手仮置場の状況、交通事情の情報収集を行う。 ・気が付いたポイント（3つくらい）に絞って聞く。
12日目	<ul style="list-style-type: none"> ■支援チームの終わり方。支援チームで行ったことや収集した情報をどうするか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣終了後も情報収集を続ける。

【支援チーム運営マニュアルの実効性確認】

支援チームの編成について	<ul style="list-style-type: none"> ・状況（収集、仮置場、現場の進捗状況）を聞き取りした上で、チームを振り分けるべき。 ・各支援チームに政令市、中核市が含まれるように編成。災害対策のノウハウの蓄積という意味で、上記以外の自治体も参加するといいい。 ・交通の効率性を考慮して編成（近いところ）する。 ・県と市の職員数のバランスはどうか。 ・経験年数や得意分野を考慮。知識と打たれ強い人、エキスパートなどを考慮。 ・派遣ブロック割りがあればスムーズではないか。 ・派遣指示書があるか。 ・当面は、日帰り対応可能な自治体がやるのがいい。 ・支援チームがやるべきことをもう少し絞り込んだほうがいい。 ・訓練しておく必要がある。
聞き取りした内容について、どんな行動が必要か？その内容は？	<ul style="list-style-type: none"> ・収集、仮置場、現場の進捗状況の把握。収集はどのくらい進んでいるか。 ・仮置場の候補地選定。 ・帰庁報告の際に状況を報告し、以後の支援準備を検討。 ・どのような処理体制なのか確認が必要。 ・県の産廃協会へ協力要請の声掛けをする。
あなたの自治体はどうしますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・そもそも被災地を通り抜けて現地に行けない可能性がある。 ・庁内で状況を情報共有し、可能な支援を検討する。 ・独自で協定のある市区町村もある。 ・自ら情報を得る必要がある。

【支援チームに関する討議・意見交換】

職員派遣検討の依頼を受けての庁内の動きについて	<ul style="list-style-type: none"> ・何の業務にどのくらい人や車両が必要なのかははっきりしていれば、市長や人事に説明がしやすい。 ・要請があつてから誰にするか決めるのでは時間がかかるため、初動時の最初の支援派遣要員は事前に決められるのではない。
支援チームに参加するまでの庁内での具体的な動きについて	<ul style="list-style-type: none"> ・発災時には情報整理に時間がかかる。周辺自治体による支援チームを形成できるとスピードが上がる。 ・派遣時の宿泊先の手配などロジ周りは関東地方環境事務所が中心となつて行つて思う。
支援チームが現地でを行うことについて	<ul style="list-style-type: none"> ・発災時には、被災自治体に対して支援ニーズを求めても返つてこない。県へ被害状況の報告ができない。そのため、現場を見て、不足している点について議論し支援が始まることが多い。
支援チームについて（編成）	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンターパートの仕組み自体は良いが、関東ブロックにおいては知事会、市長会、九都県市、全都清といった枠組みが優先されている。行動計画では、支援チームが情報収集を行い、その情報を各団体が活用できるという形としている。 ・発災時に初動対応や仮置場運営の指導ができる人を確保するために、平時の関東地方環境事務所の事業として、地域で災害対応ができる人を一人でも増やすことを目指したい。
支援チームについて（情報を生かす動き）	<ul style="list-style-type: none"> ・支援チームとして得た情報は、例えば、収集支援でどんな車両が必要か、ごみの量からみてどのくらいの期間支援が必要かといった情報をもとに各自治体の支援の継続につなげる。人員体制が不足であれば、近隣市町村として人的支援の検討にもつなげられる。
支援チームのやるべきこと	<p><発災時の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災自治体がやりたいことをくみ取って、自発的に情報を集め助言をして、次のステップへの橋渡しをする。 ・スピード感を持った派遣を行う。 ・市としては、環境省から名指しで具体的に支援内容を指示してもらえれば動ける可能性がある。具体的なものがないと、なぜ行くのか、何に役立つかの説明がしにくい。 ・協定・知事会を通した量的支援について検討する。 ・具体的な要請が出てこない中で、庁内で可能な支援を想定しながら、現地に行って支援を行う必要がある。次につなげるような情報を意識して支援を行う。 ・具体的な量的支援の内容の提案。被災自治体の了解が得られれば実行する。 <p><平時の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援チームとして実際に現地で行うことを想定した机上訓練を実施する。 ・地域ごとにファシリテーターを育てていくために、廃棄物行政の情報を人材バンクのような形でストックする。 ・支援チームが現地で行うことのリスト化、マニュアル化。何を聞き、何が不足している場合何をするか。

参考文献・事例	平成 30 年度大規模災害時における中部ブロックでの広域的な災害廃棄物対策に関する調査検討業務報告書
作成元	環境省中部地方環境事務所
作成年月	平成 31 年 3 月
広域連携に関する記載項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報伝達訓練の実施 ・ 広域連携計画の改定に関する検討
具体的な記載内容	<p>【情報伝達訓練の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的 ・ 実施概要（各自治体の執務室等にて机上で実施） ・ 実施要領 ・ 実施結果
	<p>広域連携計画に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災状況の報告に関する様式に記入し難い。どのように記載してよいか分かり難い箇所や本当にその情報が必要なのか疑わしい点があると感じたため、再検討をお願いしたい。 ・ 支援先を検討するに当たっては各都市間の個別の協定も考慮していただきたい。実際の災害時においては、災害時相互応援協定を締結している都市への支援を優先する。 ・ 実際の被災時にすみやかに支援要請を行うためには、どのような考えで支援要請を行うのか、基本的な考え方を示しておく必要があるのではないか。 ・ 災害発生前に、もし支援要請があった場合に、どの程度の支援が可能なのかを定期的に取りまとめ、共有しておくことで、中部ブロック管内でどの程度の支援が受けられる可能性があるかを把握することが必要ではないか。 ・ 土木技術者の支援について、環境部局の権限で派遣すると回答するのは難しいのではないか。
	<p>【広域連携計画の改定に関する検討】</p>
	<p>主な意見・課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援要請内容が不明な中で支援準備要請を行うことは難しい。 ・ 自県が被災した場合、県内自治体間のマッチングに苦慮することが想定されることに加え、広域支援が必要となるか県内支援で完結するか、判断は難しい。 ・ 発災後は広域連携計画の中のどのフローで進めるか、中部地方環境事務所が宣言する仕組みが必要である。 ・ 支援内容が決定した後の情報伝達の流れに不備がある。（決定後の支援内容の情報伝達が行われる前に被災自治体から連絡が来てしまうことがある。） ・ 緊急性が高い廃棄物の定義づけが必要であるとともに、計画に記載されている全ての廃棄物で一律の対応が必要であるように見えてしまう。
<p>広域連携計画の改訂検討に当たっての方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報伝達訓練や図上演習（机上演習）では、発災直後から災害応急対応時までのフェーズを対象に広域連携計画の検証を行ってきたことから、改定対象は「災害応急対応時」の記載内容とする。 ・ 発災後の情報伝達は迅速かつ適切に実施する必要があるため、情報伝達のやり取りに当たって混乱を招くような手順・記載内容となっているものは、適切に修正する。 ・ 広域連携計画の理解度が段階的に向上している中、大幅改定を行うと混乱を招くことが想定されるため、広域連携計画の手順・記載内容の大幅な修正は行わないこととし、運用面で手当て・補足する方針とする。 	

■実際の災害時における、行動計画に基づいた対応の実例

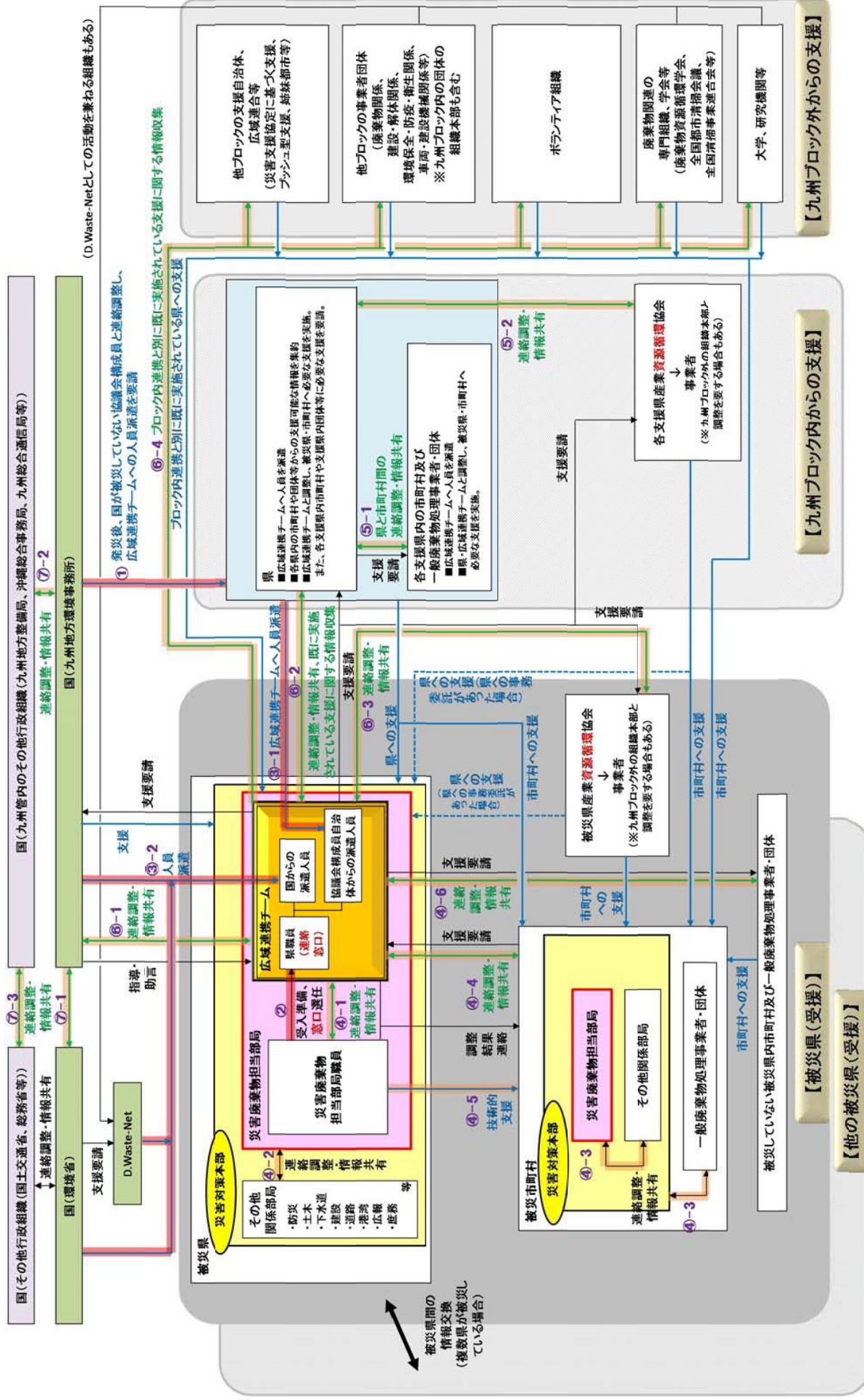
参考文献・事例	廃棄物・リサイクル分野の気候変動影響と適応策ガイドラインに関する第2回説明会資料「今年度の災害における災害廃棄物対策について」		
作成元	環境省 環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室		
作成年月	令和2年1月		
広域連携に関する記載項目	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ブロック内支援自治体からの廃棄物担当職員の派遣 ・行動計画に基づく地域ブロック内広域処理の調整 		
具体的な記載内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ブロック内支援自治体からの廃棄物担当職員の派遣 		
	【台風第15号】		
		派遣元自治体	派遣先自治体
	大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画に基づく派遣	栃木県、東京都、船橋市、柏市、市川市、新潟市	千葉県南房総市
		埼玉県、船橋市	千葉県富津市
		川越市、八王子市、甲府市、常総市	千葉県館山市
		山梨県、北茨城市	千葉県いすみ市
		船橋市、柏市、市川市、横須賀市	千葉県鋸南町
		埼玉県、神奈川県、横浜市、常総市	千葉県内
	【令和元年台風第19号】		
		派遣元自治体	派遣先自治体
	災害廃棄物中部ブロック広域連携計画に基づく派遣	石川県、豊田市、豊橋市、金沢市、名古屋市、四日市市、豊川市、瀬戸市、春日井市、一宮市、岡崎市、鈴鹿市、南伊勢町	長野県長野市
		小松市、富山市	長野県佐久市
		加賀市、津市	長野県飯山市
		松阪市、能美市	長野県小布施町
大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画に基づく派遣	葛飾区、荒川区	千葉県茂原市	
	所沢市、さいたま市、板橋区、豊島区、港区、品川区、荒川区	埼玉県東松山市	
	新潟市、山梨県、目黒区	埼玉県坂戸市	
	柏市、甲府市	栃木県鹿沼市	
	静岡市、中野区、北区、山梨県、足立区、中央区	栃木県佐野市	
	杉並区、文京区、甲府市、江東区	栃木県栃木市	
	前橋市、船橋市、常総市、柏市、東村山市、市川市、千代田区、江東区、葛飾区	茨城県大子町	
	東京都、常総市、江戸川区、台東区、練馬区	茨城県常陸大宮市	
	常総市	茨城県水戸市	
	多摩市、府中市、東村山市、山梨県、北茨城市、新宿区	茨城県常陸太田市	
<ul style="list-style-type: none"> ・行動計画に基づく地域ブロック内広域処理の調整 			
<p>災害廃棄物中部ブロック広域連携計画に基づき、長野県が被災した際には富山県が支援する割り当てを平時からされていたため、富山県が調整を実施し、富山県内の処理施設での広域処理が実現。</p>			

■国が公表している資料等に記載されている内容

参考文献・事例	災害廃棄物対策指針 <u>(改定版)</u>														
作成元	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室														
作成年月	平成 <u>2630</u> 年 3 月														
広域連携に関する記載項目	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の震災における課題（技術資料 1－4） ・広域処理に係る様式集・フォーマットの例（参考資料 1 6） 														
具体的な記載内容	【過去の震災における課題】														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課題の内容</th> <th>想定される対応※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災直後の被害状況の把握に当たっての、停電の影響</td> <td>平時より、自家発電機等の確保、複数の通信手段（衛生電話、パソコン、無線機等）の確保に努める。</td> </tr> <tr> <td>被災自治体へ派遣する職員の車両用燃料、食料確保</td> <td>被災地内での安定的な補給体制が確立されるまでは、燃料や食料は支援側でできるだけ確保した上で被災自治体へ入り、数日単位で別職員と交代又は補給を受けられる体制とすることが望ましい。</td> </tr> <tr> <td>支援に関する連絡（するべきか待つべきか）</td> <td>ブロック内連携を要するような被災規模の場合は、被災自治体は行政機能にも支障が生じていることが予想されるため、支援の準備があれば、基本的には支援側からの申し出によるものとする。 なお、ブロック内連携時には、情報を一元化するため、市町村からの支援は、県を窓口として被災自治体と調整を図ることが望ましい。</td> </tr> <tr> <td>被災地からの的確な支援要請が困難（被害状況の把握が困難、必要な支援内容の把握が困難、通信手段が限られている）</td> <td>国（環境省、九州地方環境事務所）や D.Waste-Net などから直ちに職員を現地派遣し、支援に係る情報整理のサポートを行う。</td> </tr> <tr> <td>支援者の受入体制や役割分担の整理に時間を要する</td> <td>早々に人的支援を行い、被災自治体内の情報集約機能や支援者との調整機能の強化を図る。</td> </tr> <tr> <td>受入側の自治体の住民等の反対</td> <td>自治体が策定する災害廃棄物処理計画において、他自治体の支援として廃棄物を受け入れる場合があることをあらかじめ示しておくとともに、計画の公開や住民説明等により、平時からの住民の理解を得ることに努める。</td> </tr> </tbody> </table>	課題の内容	想定される対応※	発災直後の被害状況の把握に当たっての、停電の影響	平時より、自家発電機等の確保、複数の通信手段（衛生電話、パソコン、無線機等）の確保に努める。	被災自治体へ派遣する職員の車両用燃料、食料確保	被災地内での安定的な補給体制が確立されるまでは、燃料や食料は支援側でできるだけ確保した上で被災自治体へ入り、数日単位で別職員と交代又は補給を受けられる体制とすることが望ましい。	支援に関する連絡（するべきか待つべきか）	ブロック内連携を要するような被災規模の場合は、被災自治体は行政機能にも支障が生じていることが予想されるため、支援の準備があれば、基本的には支援側からの申し出によるものとする。 なお、ブロック内連携時には、情報を一元化するため、市町村からの支援は、県を窓口として被災自治体と調整を図ることが望ましい。	被災地からの的確な支援要請が困難（被害状況の把握が困難、必要な支援内容の把握が困難、通信手段が限られている）	国（環境省、九州地方環境事務所）や D.Waste-Net などから直ちに職員を現地派遣し、支援に係る情報整理のサポートを行う。	支援者の受入体制や役割分担の整理に時間を要する	早々に人的支援を行い、被災自治体内の情報集約機能や支援者との調整機能の強化を図る。	受入側の自治体の住民等の反対	自治体が策定する災害廃棄物処理計画において、他自治体の支援として廃棄物を受け入れる場合があることをあらかじめ示しておくとともに、計画の公開や住民説明等により、平時からの住民の理解を得ることに努める。
	課題の内容	想定される対応※													
	発災直後の被害状況の把握に当たっての、停電の影響	平時より、自家発電機等の確保、複数の通信手段（衛生電話、パソコン、無線機等）の確保に努める。													
	被災自治体へ派遣する職員の車両用燃料、食料確保	被災地内での安定的な補給体制が確立されるまでは、燃料や食料は支援側でできるだけ確保した上で被災自治体へ入り、数日単位で別職員と交代又は補給を受けられる体制とすることが望ましい。													
	支援に関する連絡（するべきか待つべきか）	ブロック内連携を要するような被災規模の場合は、被災自治体は行政機能にも支障が生じていることが予想されるため、支援の準備があれば、基本的には支援側からの申し出によるものとする。 なお、ブロック内連携時には、情報を一元化するため、市町村からの支援は、県を窓口として被災自治体と調整を図ることが望ましい。													
	被災地からの的確な支援要請が困難（被害状況の把握が困難、必要な支援内容の把握が困難、通信手段が限られている）	国（環境省、九州地方環境事務所）や D.Waste-Net などから直ちに職員を現地派遣し、支援に係る情報整理のサポートを行う。													
支援者の受入体制や役割分担の整理に時間を要する	早々に人的支援を行い、被災自治体内の情報集約機能や支援者との調整機能の強化を図る。														
受入側の自治体の住民等の反対	自治体が策定する災害廃棄物処理計画において、他自治体の支援として廃棄物を受け入れる場合があることをあらかじめ示しておくとともに、計画の公開や住民説明等により、平時からの住民の理解を得ることに努める。														
※記載された上記の課題の内容を基に、想定される対応内容を事務局にて記載した。															

参考文献・事例	平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により発生した災害廃棄物処理の記録	
作成元	環境省関東地方環境事務所	
作成年月	平成 29 年 3 月	
広域連携に関する 記載項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連携 ・ 支援活動 	
具 体 的 な 記 載 内 容	今後の課題	詳細内容
	船舶輸送用コンテナの確保	コンテナ製作に約 6 か月間かかることを踏まえて、事前に確保する必要がある。
	船舶輸送の関係者間調整事務	島外搬出、船舶輸送、陸上運搬及び処分業者間の煩雑な調整を担う事務がある。
	平時から都内自治体及び民間業者との災害廃棄物処理体制の構築	何時どこで発生するかわからない災害に対して、平時から切れ目なく災害廃棄物の処理体制（準備体制）を構築する必要がある。

資料 8 九州ブロック内連携を行う場合の災害廃棄物処理に関する体制例（詳細図）



①～⑦: 九州ブロック内連携時の関係者の対応・役割 (行動計画骨子案本編 表5-4-4参照)

被災県内市町村及び一般廃棄物処理事業者・団体
被災していない被災県内市町村及び一般廃棄物処理事業者・団体

被災県(受援)】
【他の被災県(受援)】

【被災県(受援)】
【九州ブロック外からの支援】

広域連携チームに情報を集約するための動き
支援の動き (点線は、県への事務委託があった場合)
その他の動き

広域連携体制構築のための最初の動き
九州ブロック内連携時の関係者の動き (必要に応じ、支援要請の実施も含む)

資料9 ブロック内連携マニュアル（対応フロー及び解説）

■マニュアル中の各関係者の説明

関係者		備考
発災前・直後	県	
	市町村	一部事務組合・広域連合も含むものとする（以下も同様）。
被災状況確認後	被災県	発災直後の被災状況に関する情報（あるいは気象予報などから予見される情報）をもとに、REO九州において、「被災県」と位置付ける。
	被災県内の被災市町村（以下、「被災市町村」）	被災県内で災害廃棄物の発生が見込まれる市町村を指す。
	被災県内で支援可能な市町村（以下、「被災県内支援市町村」）	災害廃棄物の発生がほとんど見込まれない場合は、被災県内にあっても、他の被災市町村を可能な範囲で支援する役割を担うものとする。
	広域連携チーム	被災県庁内を基本として拠点を設置するチームで、災害廃棄物処理に関し、九州ブロックにて広域的な連携を図るため、協議会構成員から派遣可能な職員（REO九州のほか、D.Waste-Net職員も含む）で構成する。 チームの役割としては、被災県内及び支援側の情報収集、収集した情報に基づく支援と受援に関するマッチング（調整事務）を中心とし、被災県の災害廃棄物担当部局のサポートを行う。 REO九州やD.Waste-Netの立場からは、被災県及び被災市町村の災害廃棄物処理に関する技術的指導や助言にも当たる。
	支援県	発災後の被災状況に関する情報（あるいは気象予報などから予見される情報）をもとに、REO九州において「支援県」と位置付ける。
	支援県内の市町村（以下、「支援市町村」）	支援県内の市町村全てを指し、その中でも、被災市町村に対して支援が可能な場合は、その情報を当該支援県と共有するとともに、要請に応じて支援を行うものとする。
	被災県のうち、県内処理で対応する県	被災しているものの、県内処理で対応可能な（ブロック内連携を必要としない）場合は、ブロック内連携の枠組みから外れる。ただし、当該県内に他の被災県・市町村への支援の意向がある市町村があった場合は、この情報について、広域連携チームと情報共有を行う必要がある。
	当該県内市町村	他の被災県・市町村への支援の意向がある場合は、「支援県内の市町村」と同様の対応を進めることを妨げない。
廃棄物処理事業者団体（全国的な統括組織）	必要に応じ、各県内の事業者団体と、広域連携チーム・被災県・REO九州等との情報共有、連絡調整等の役割を担うものとする。 ※構成員としては、全国産業資源循環連合会九州地域協議会が該当	
	各県の事業者団体（以下、「民間団体」）	適宜、民間団体に加盟する事業者（会員）からの災害廃棄物処理支援に関する情報を収集し、事業を管轄する県や市との情報共有を行う。
	民間団体加盟事業者（以下、「会員」）	収集運搬、処理・処分、仮置場の運営等に係る事業者を指す。
九州地方環境事務所（以下、「REO九州」）	発災後、広域連携チームが設置されるまで、九州ブロック内の情報収集や連携体制構築に関して中心的な役割を担うものとする。 広域連携チーム設置後は、REO九州も広域連携チームの一員として対応することを想定する。	
九州地方整備局	適宜、REO九州と情報共有（必要に応じて可能な支援）を行う。	
沖縄総合事務局	適宜、REO九州と情報共有（必要に応じて可能な支援）を行う。	
有識者	九州ブロック協議会に参加している有識者を指す。 適宜、REO九州と情報共有（必要に応じて可能な支援）を行う。	

■マニュアル（対応フロー及び解説）

1. 事前の備え・検討

【関係者の主な役割】

関係者	主な役割
県	各県で策定した災害廃棄物処理計画に基づき、災害に備えた平時の対応を進めておく。
市（協議会構成員）	各市で策定した災害廃棄物処理計画に基づき、災害に備えた平時の対応を進めておく。
市町村（一部事務組合・広域連合含む※）	各市町村で策定した災害廃棄物処理計画に基づき、災害に備えた平時の対応を進めておく。
民間団体	県や市町村と締結している災害時応援協定等に基づき、災害に備えた連絡体制を構築しておく。
九州地方整備局	協議会構成員と、必要な情報の共有、連絡体制の構築を図っておく。
沖縄総合事務局	協議会構成員と、必要な情報の共有、連絡体制の構築を図っておく。
有識者	協議会構成員と、必要な情報の共有、連絡体制の構築を図っておく。
REO九州	協議会構成員と、必要な情報の共有、連絡体制の構築を図っておく。

※以下、「市町村」表記も同様に、一部事務組合・広域連合を含むものとする。

【解説】

平時のうちは、災害に備えた体制作りとして、必要な準備、情報共有等を行っておくことになる。

県や市町村は、災害廃棄物処理計画に基づいてこれらの準備を進めておくものとするが、昨今頻発する災害等における災害廃棄物処理の知見等をもとにした既存の災害廃棄物処理計画の改訂や、災害を想定した研修・訓練等の実施による人材育成など、災害時の対応力を向上させるための対応も、平時の備えの一環として挙げられる。

民間団体は、県や市町村と締結している災害時応援協定等に基づき、連絡体制の確認や支援に関する内容・条件等の確認など、災害時に速やかな支援体制が構築できるように備えておくものとする。

九州地整、沖縄総合事務局は、それぞれの専門とする分野のもとで災害時に対応に当たることから、国の機関同士で必要な情報共有が図れるよう、ブロック協議会等の場を通じて、連絡体制の構築を図っておく。

有識者は、災害廃棄物への対応に当たって専門的な知見・技術を有していることから、災害時に、REO九州を通じて協議会構成員らへ必要な情報提供などが行えるよう、ブロック協議会等の場を通じて、連絡体制の構築を図っておく。

REO九州は、九州ブロック協議会の事務局として、ブロック協議会やセミナー等、協議会構成員らが情報共有や連絡体制の構築を図れる場を設ける。

なお、災害が発生していない状況であっても、台風の接近など、気象情報等から災害級の被災が予想される状況となる場合には、REO九州から構成員に対して、改めて事前の対応に係る周知を図った上で、構成員はそれぞれの立場から、必要な対応（災害に備えた連絡体制の確認、災害廃棄物処理計画に基づく準備、関係者間での必要な情報提供・情報共有など）を行うものとする。

【関係者の具体的な行動】

ア) 平時の対応

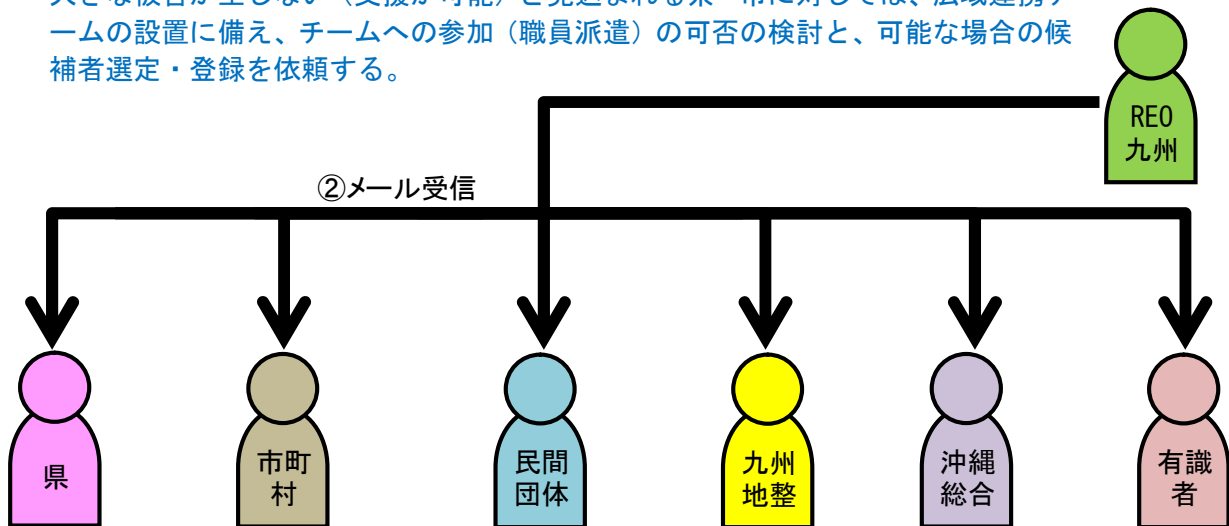
平時からブロック内自治体等の災害廃棄物対策に係る情報の把握に努め、九州ブロック協議会において情報共有できるようにしておくことを基本とする。各県・市町村等個々の災害への事前の備え・対応等については、それぞれの災害廃棄物処理計画や災害時支援協定に基づく行動となるため、本マニュアルで具体的な対応は規定しない。

イ) 九州ブロック内で連携を要し得る規模の災害の発生が予見される場合の対応

(1) 発災に備えた事前の準備対応を、REO九州から構成員に対して要請する。

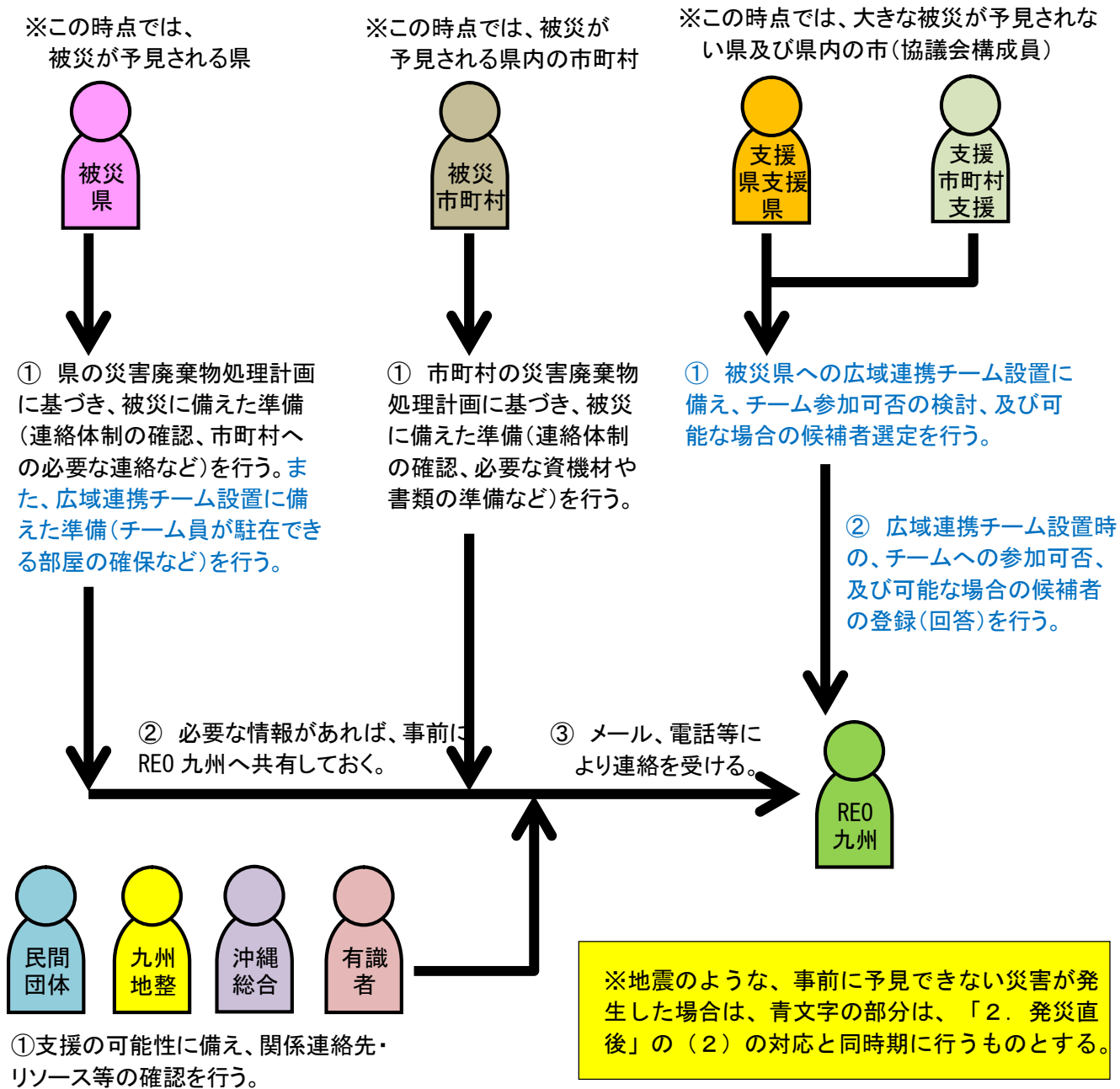
① 構成員全員に対しメールを送信し、発災に備えた事前の準備、発災後の情報共有等呼びかける。

また、被害が生じると見込まれる県に対しては、広域連携チームが設置される場合に備えた準備（最小限の依頼として、駐在できる部屋の確保）を依頼する。
大きな被害が生じない（支援が可能）と見込まれる県・市に対しては、広域連携チームの設置に備え、チームへの参加（職員派遣）の可否の検討と、可能な場合の候補者選定・登録を依頼する。



※地震のような、事前に予見できない災害が発生した場合は、青文字の部分は、「2. 発災直後」の(1)の対応と同時期に行うものとする。

(2) 発災に備えた事前の準備対応を進める。



【連絡事項】

関係者	連絡先	連絡事項
支援県、支援市(協議会構成員)	REO九州	・ 広域連携チームへの参加の可否 ・ チームへの参加可能な場合の候補者
被災県	被災市町村、 REO九州	・ 指定する情報はないが、必要な情報があれば、適宜連絡・情報共有を行う。
被災市(協議会構成員)、民間団体、九州地方整備局、沖縄総合事務局、有識者	REO九州	・ 指定する情報はないが、必要な情報があれば、適宜連絡・情報共有を行う。

2. 発災直後

【関係者の主な役割】

関係者	主な役割
被災県	県内の市町村における被災の有無や被災状況について確認を行い、これらを取りまとめ、REO九州と情報共有を行う。
被災市町村	県からの照会に対し、被災の有無や被災状況を伝える。
被災県内支援市町村	県からの照会に対し、被災の有無や被災状況を伝える。被災しておらず、県内の支援に動ける場合は、その旨も伝える。
支援県	県内の市町村における支援に関する動向、独自に収集している被災県内の情報等について確認を行い、これらを取りまとめ、REO九州と情報共有を行う。
支援市町村	県からの照会に対し、支援に関する動向、独自に収集している被災県内の情報等について、何かあれば情報共有する。
民間団体	被災県の団体においては、被災県内の事業者の被害状況や支援の可否に関する情報を被災県と情報共有する。 支援県の団体においては、支援の可否に関する情報を支援県や市町村と情報共有する。
九州地方整備局	九州地方整備局としての対応状況をREO九州と情報共有する。
沖縄総合事務局	沖縄総合事務局としての対応状況をREO九州と情報共有する。
有識者	専門的な見地から、技術的な助言や提供可能な情報等があれば、REO九州と情報共有する。
REO九州	この時点で被災県と判断しているところに対し、被災の有無や被災状況に関する照会を行う。また、支援側（支援県、九州地方整備局、沖縄総合事務局、有識者など）から共有された情報等を整理する。

【解説】

発災直後は、各県・市町村において、被災状況の把握に努める。

並行して、九州地方環境事務所では、九州ブロック内における被災状況に関する情報を収集し、「被災県」となる県を位置づける（発災前に予見されていた場合も、この時点で改めて明確にする）。また、被災県以外の九州ブロック内の県は、「支援県」と位置づける。

市町村については、支援県内の市町村は全て「支援市町村」と位置づけられるが、被災県内の市町村については、被災状況によっては支援に当たることのできる市町村も出てくる可能性があるため、被災状況の調査結果を基に、「被災市町村」と「支援可能な市町村（被災県内支援市町村）」に区分する。なお、「支援市町村（及び被災県内支援市町村）」は、被災していない市町村（＝支援可能な立場にある市町村）を指しているものであり、何らかの支援を強制するものではない。

以上の区分により、県・市町村は支援側と受援側に分かれ、それぞれの立場から災害廃棄物処理対応に当たるものとする。

ブロック内連携を要するか否かは、発災直後の時点では判断できていない場合もあるが、発災直後の混乱の中にあって、いち早くブロック内連携体制を構築し、情報の整理や、支援・受援に関する調整を

円滑かつ迅速に進めるための準備段階と捉え、支援に当たる可能性のある関係者（支援県・支援市町村、民間団体等）は、発災直後の報道、被災地域からの情報等を踏まえ、あらかじめ支援の実施に備えた対応（支援可能な情報の整理、人的支援を行う場合の人選等）を検討しておくことが望ましい。

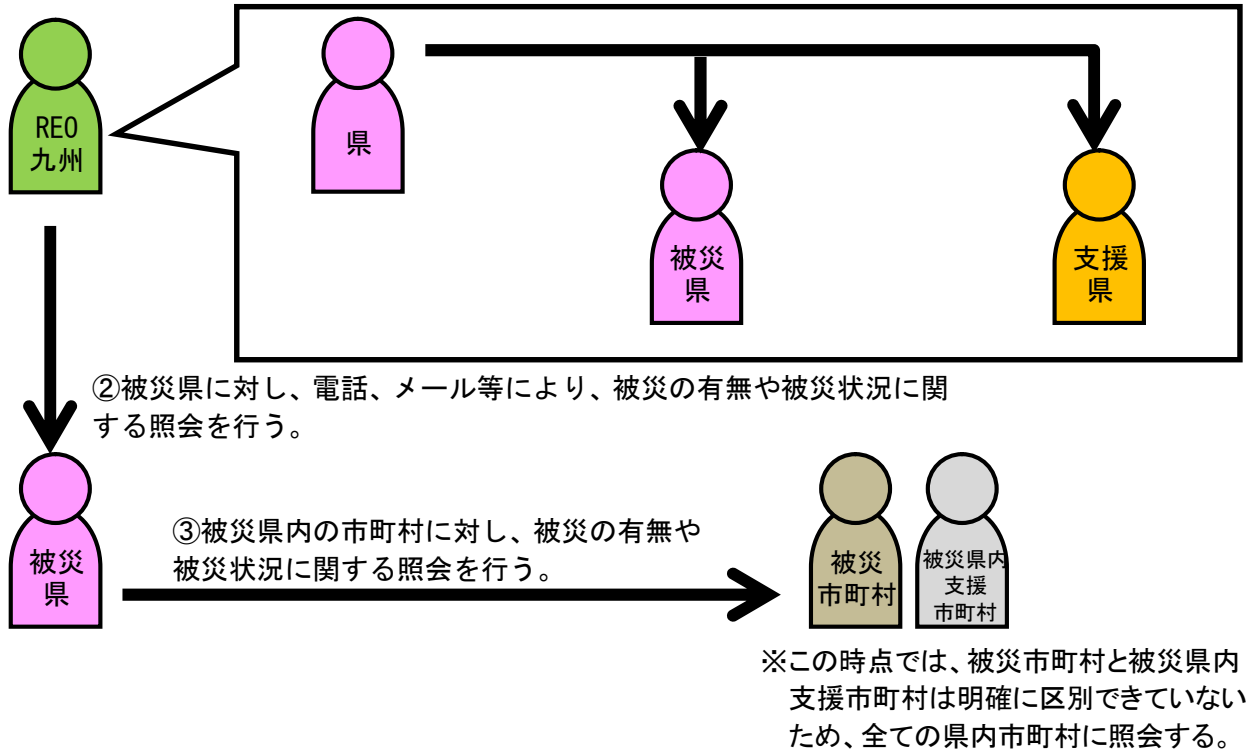
なお、ブロック内連携により広域連携チームが設置されるまでは、九州地方環境事務所が中心となり、九州ブロック内の情報の集約や調整、技術的な助言等に関する役割を担うものとし、広域連携チーム設置以降は、広域連携チームがこれらの役割を引き継ぐものとする。

※ 本マニュアルにおいては、「被災県」における災害廃棄物処理に当たっては、ブロック内連携に基づいて支援を行うことを前提とするが、実際は、被災県であっても県内処理で対応する（ブロック内連携による支援を必要としない）ケースもあり得る。この場合は、当該県及び県内の市町村はブロック内連携の枠組みから外れて、県及び市町村の災害廃棄物処理計画、地域防災計画等に基づき、独自に災害廃棄物処理対応を進めていくものとする（県内処理）。ただし、県内処理であっても、情報共有は九州地方環境事務所を中心として対応を継続し、必要と判断された場合には、ブロック内連携体制に移行することもある。

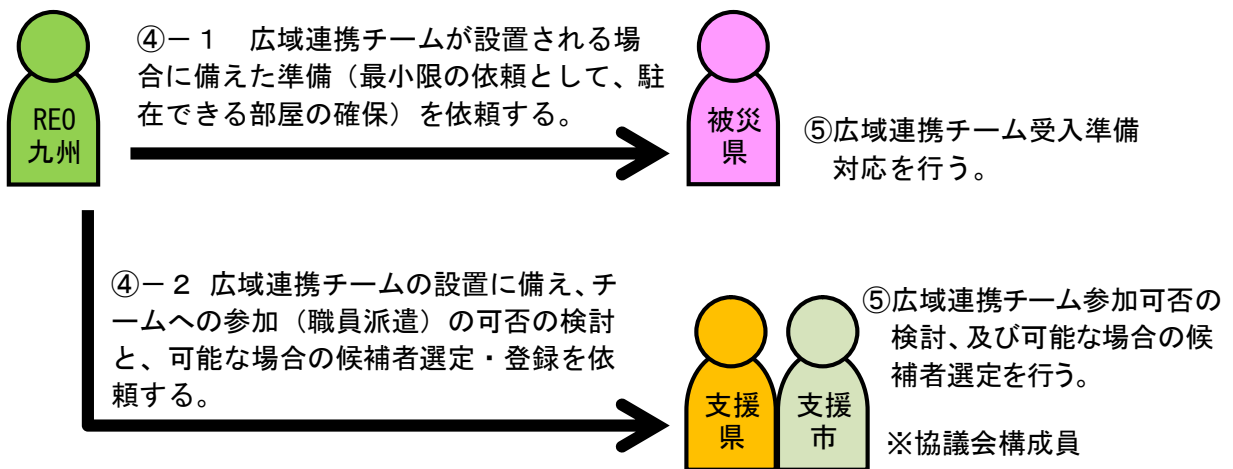
【関係者の具体的な行動】

(1) 発災直後の報道等に基づき、被災していると考えられる県を「被災県」、それ以外の県を「支援県」と位置づける。その上で、被災県に対し、被災状況についての照会（情報収集）を行う。

- ① 発災直後からの、報道等により得られる情報を基に、九州ブロック内の県のうち、大規模な被害が生じていると考えられる県を「被災県」と位置づける。また、被災県以外の県は、「支援県」と位置づける。
 ※その後の詳細な状況把握に伴い、区分を見直すこともあり得る。

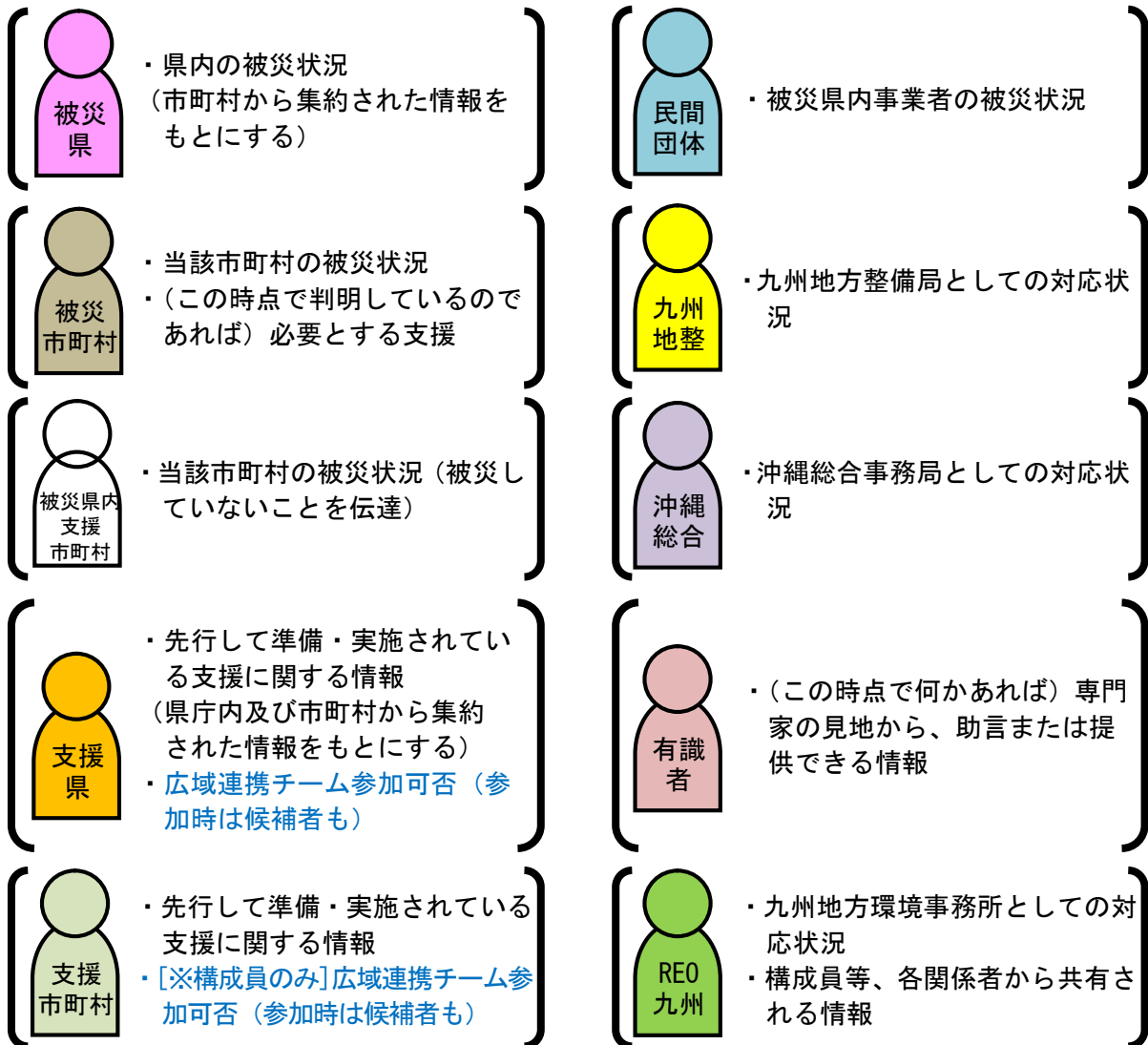


※地震のような、事前に予見できない災害が発生した場合（「1. 事前の備え・検討」（2）の対応ができていない場合）は、以下の対応も合わせて行うものとする。



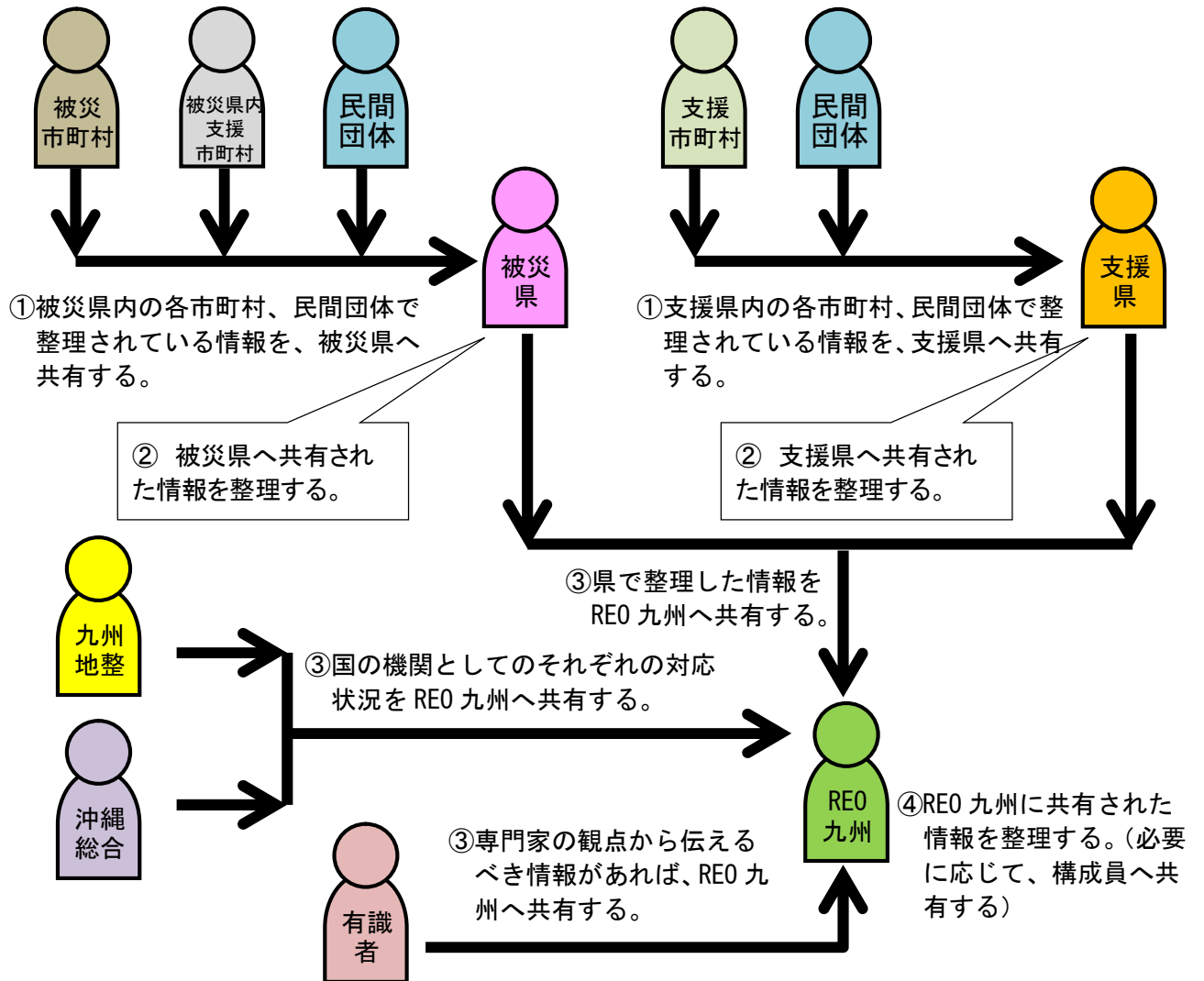
(2) 各関係者において、自ら持つ情報の整理を行う。

①それぞれの立場から、情報の整理を行う。



※地震のような、事前に予見できない災害が発生した場合、「1. 事前の備え・検討」(2)で整理することとしていた青文字の情報も合わせて整理するものとする。

(3) 関係者間において、情報共有を行う。(REO九州の照会に対する回答、REO九州や県への情報共有など)



【連絡事項】

関係者	連絡先	連絡事項
被災市町村、被災県内支援市町村、全産連（被災県の産資協）	被災県	・ 2.（2）に記載した事項
被災県	REO九州	・ 2.（2）に記載した事項 ・ 被災県に共有された情報
支援市町村、民間団体（支援県内の団体）	支援県	・ 2.（2）に記載した事項
支援県	REO九州	・ 2.（2）に記載した事項 ・ 支援県に共有された情報
九州地方整備局、沖縄総合事務局、有識者	REO九州	・ 2.（2）に記載した事項
REO九州	構成員	・（必要に応じ）各関係者から共有された情報

3. ブロック内連携体制の構築

【関係者の主な役割】

関係者	主な役割
被災県	RE0九州と、ブロック内連携の実施に関する調整・協議を行い、実施することになった場合は、チームの受入準備（県庁内におけるチーム員が駐在できる部屋の確保、被災県側の連絡窓口担当者の選定など）を行う。
被災市町村	このシーンでの対応は特になし。
被災県内支援市町村	このシーンでの対応は特になし。
支援県	広域連携チームへの参加（職員派遣）を「可」として職員を登録していた場合、チーム設置決定に伴い、最終的な意思表示を行い、職員の派遣準備を進める。（変更時はRE0九州へその旨連絡）
支援市町村	このシーンでの対応は特になし。
（うち、協議会構成員）	広域連携チームへの参加（職員派遣）を「可」として職員を登録していた場合、チーム設置決定に伴い、最終的な意思表示を行い、職員の派遣準備を進める。（変更時はRE0九州へその旨連絡）
民間団体	このシーンでの対応は特になし。
九州地方整備局	このシーンでの対応は特になし。
沖縄総合事務局	このシーンでの対応は特になし。
有識者	このシーンでの対応は特になし。
RE0九州	被災県と、ブロック内連携の実施に関する調整・協議を行う。実施することになった場合は、RE0九州からの職員の派遣準備、支援県・市（構成員）へのチーム設置の連絡を行う。また、チーム員のリストを作成し、確定後、構成員間で情報共有する。

【解説】

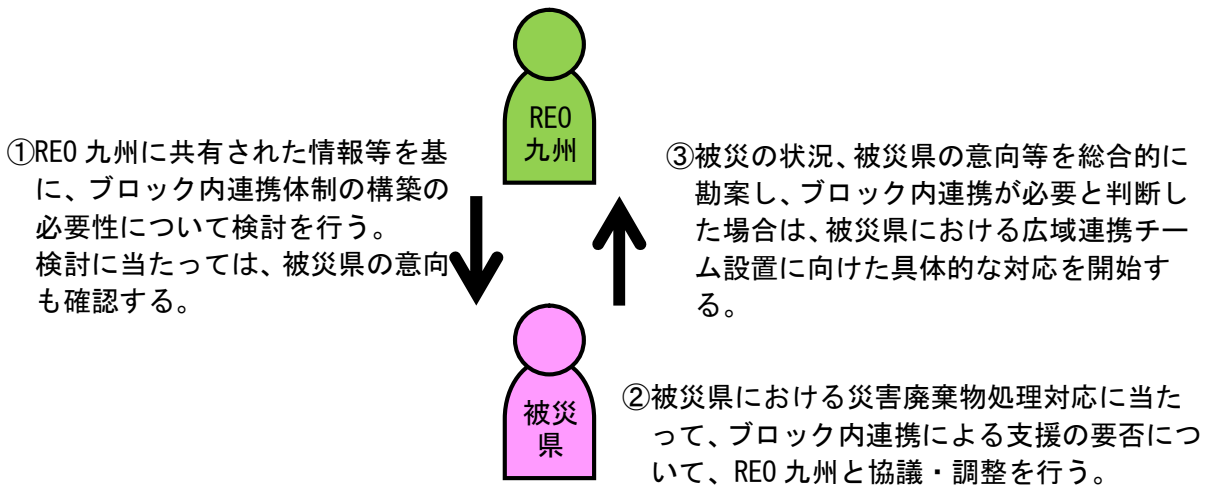
災害による被害の発生状況など、構成員を通じてRE0九州に共有された情報をもとに、RE0九州では、ブロック内連携による支援が必要か、被災県の意向も確認しながら検討を行う。ブロック内連携による支援が必要と判断された場合は、被災県庁内を基本として広域連携チームを立ち上げることになるため、被災県では、災害廃棄物処理対応を進めつつ、チームの受入準備（県庁内におけるチーム員が駐在できる部屋の確保、被災県側の連絡窓口担当者の選定など）を行うことになる。

一方、支援側の対応として、RE0九州からの、広域連携チームへの職員派遣要請に対し候補者を登録していた協議会構成員（県・市）は、広域連携チーム設置の正式決定に伴い、最終的な意思表示とともに職員の派遣準備を進める（「可」と回答していた時期と状況が異なり参加できなくなった場合は、この時点で派遣不可もしくは変更者をRE0九州へ連絡することになる）。

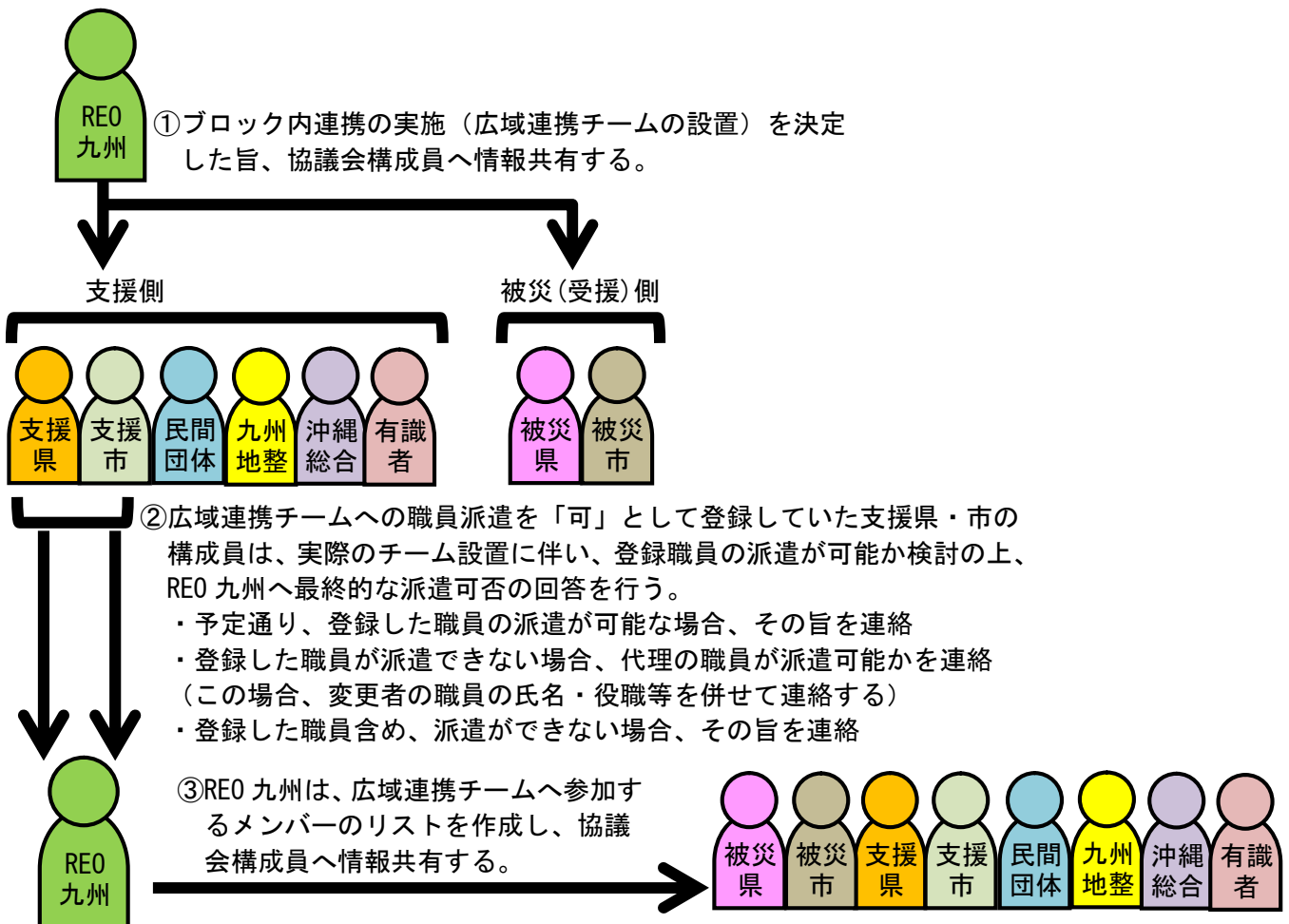
RE0九州は、自らも広域連携チームの一員として活動するための準備を進めるとともに、協議会構成員から広域連携チームへの派遣職員について最終的な確認を行った上で、メンバーリストを作成し、被災県をはじめとする協議会構成員間で情報共有を行う。

【関係者の具体的な行動】

(1) 確認された被害の状況から、ブロック内連携体制を構築して災害廃棄物処理対応に当たる（広域連携チームを被災県に設置する）ことについて、REO九州と被災県において調整・協議を行う。



(2) ブロック内連携の実施（広域連携チームの設置）決定に伴い、その旨を構成員間で情報共有するとともに、広域連携チームへの職員派遣を可能としていた支援県・市においては、チームへの正式な職員派遣に関する対応を行う。

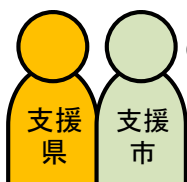


(3) 広域連携チームが発足する。



①被災県（基本は県庁内）に広域連携チームが設置されるに当たり、受入準備を行う。

- ・チーム員が駐在できる部屋の確保
- ・被災県側の連絡窓口担当者の選定
- ・その他、REO九州との協議の中で必要と判断された資料、資機材等
(一例として、被災地域の通行止めの状況が把握できる地図、浸水や土砂崩れの範囲がわかる地図、災害廃棄物処理計画、仮置場のリスト、インターネット回線・プリンタの利用など)



②支援県・市から、広域連携チームへ参加する職員は、必要な資料、資機材等の準備、現地活動に当たって必要な手配等を行った上で、被災県（広域連携チームが駐在できる部屋）へ移動・合流する。

「必要な資料、資機材等の準備、現地活動に当たって必要な手配」は、一例として、以下のようなものを指す。

- ・災害廃棄物対応に寄与する参考資料（支援県・市側で作成している災害廃棄物処理計画、過去の災害対応で利用したチラシや発注仕様書の実例など）
- ・カメラ、通信機器、パソコン
- ・燃料の補給手段、宿泊先の確保



③REO九州は、広域連携チームへの関係者の合流に当たり、支援側、被災（受援）側双方の連絡調整役も務める。

④広域連携チームが駐在できる部屋にREO九州が到着したところで、チームが整式に発足したものとし、支援県、支援市等の各関係者は、合流できたところから、適宜活動を開始する。

※広域連携チームには、D.Waste-Netのメンバーが加わることも想定される。

4. 広域連携チームにおける情報収集

【関係者の主な役割】

関係者	主な役割
広域連携チーム	被災県内市町村の情報（被害に関すること、必要な支援に関すること）を収集する。 支援県・支援県内市町村からの支援に関する情報を収集する。 収集した情報は、チーム内及び被災県と共有する。
被災県	広域連携チームとの連絡窓口担当者は、チームと県がそれぞれ収集している情報について、チームへ共有する。
被災市町村	広域連携チーム（または被災県）による情報収集に、可能な範囲で協力する。
被災県内支援市町村	可能な支援に関する情報を、広域連携チーム（または被災県）に提供する。
支援県	可能な支援に関する情報を、広域連携チーム（または被災県）に提供する。
広域連携チーム内職員	広域連携チームの欄を参照。
支援市町村	可能な支援に関する情報を、支援県※に提供する。 ※支援県の職員が広域連携チームに参加している場合は、チーム内の当該職員への情報提供でもよい。
広域連携チーム内職員	広域連携チームの欄を参照。
民間団体	可能な支援に関する情報を提供する。被災県内の団体であれば事業を管轄する被災県・市町村または広域連携チームに、支援県内の団体であれば事業を管轄する支援県・市町村※に情報を提供する。 ※支援県・市の職員が広域連携チームに参加している場合は、チーム内の当該職員への情報提供でもよい。
九州地方整備局	可能な支援に関する情報を、広域連携チーム（またはREO九州）に提供する。
沖縄総合事務局	可能な支援に関する情報を、広域連携チーム（またはREO九州）に提供する。
有識者	可能な支援に関する情報を、広域連携チーム（またはREO九州）に提供する。
REO九州	REO九州が収集している情報について、広域連携チームへ共有する。
広域連携チーム内職員	広域連携チームの欄を参照。

【解説】

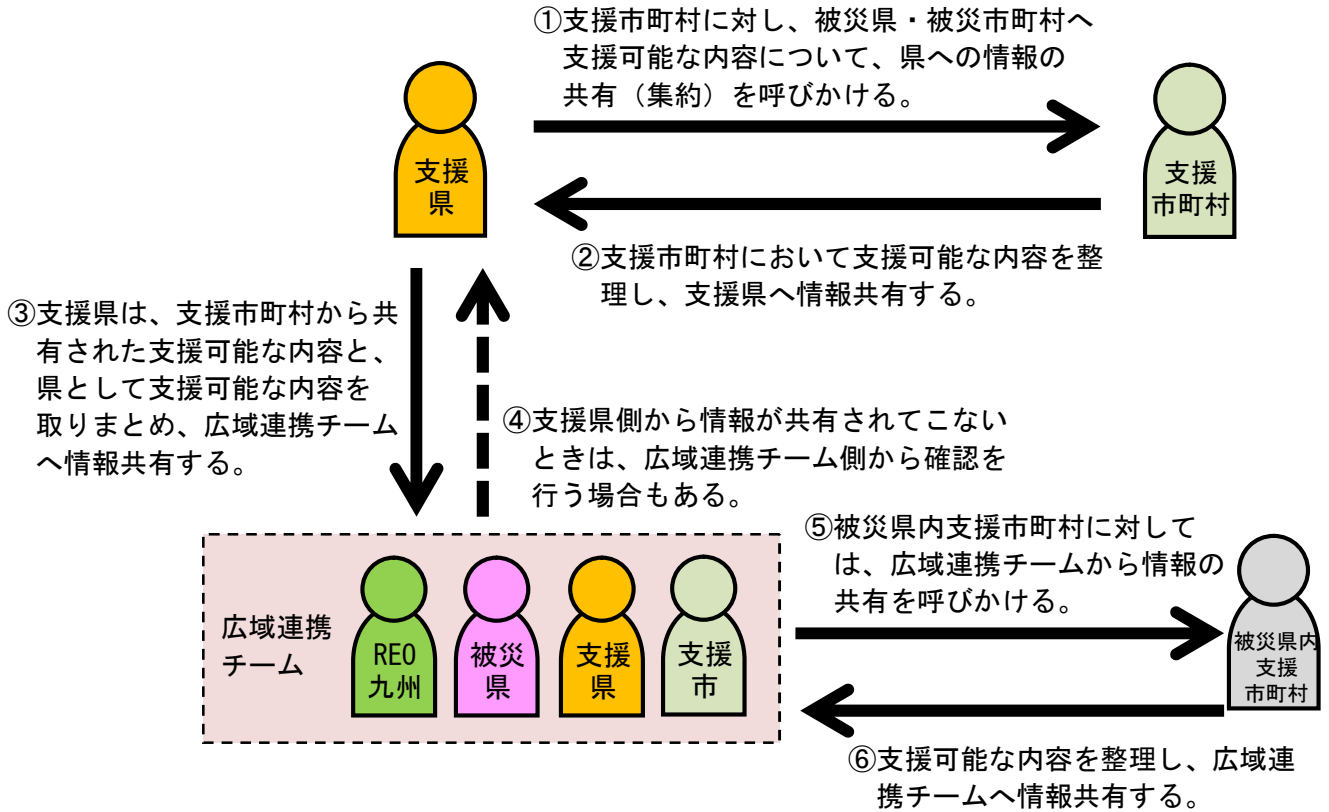
これまでの準備を経て、被災県内に広域連携チームが設置され、チームとしての活動を開始する。
また、これまで支援側（支援県、支援県内の市町村、被災県内で支援可能な市町村、民間団体で整理されてきた支援に関する情報、受援側（被災県、被災市町村）で整理されてきた被災状況や必要な支援に関する情報を、広域連携チームに集約する。
広域連携チームでは、これ以降、集約された情報を基に、支援・受援に関する調整（マッチング）を進めていく。

【関係者の具体的な行動】

(1) 広域連携チームからの照会に対し、回答できる「支援可能な内容」の情報を整理しておく。

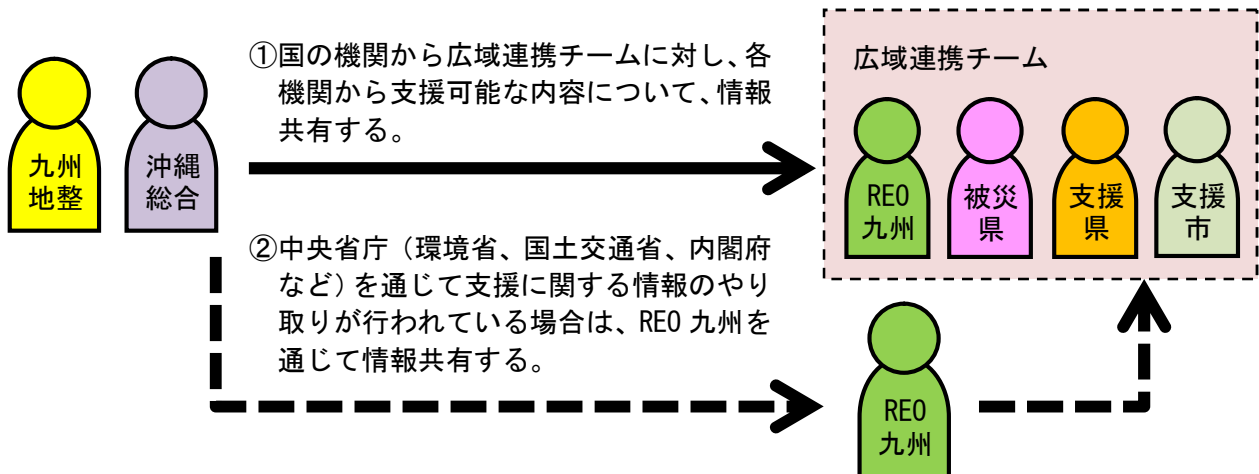
< 県・市町村の場合 >

支援県及び支援市町村からは、「支援可能な内容」の情報を広域連携チームへ提供することになる。対応の窓口が複雑になるのを防ぐため、支援県が支援市町村の情報をとりまとめることとする。



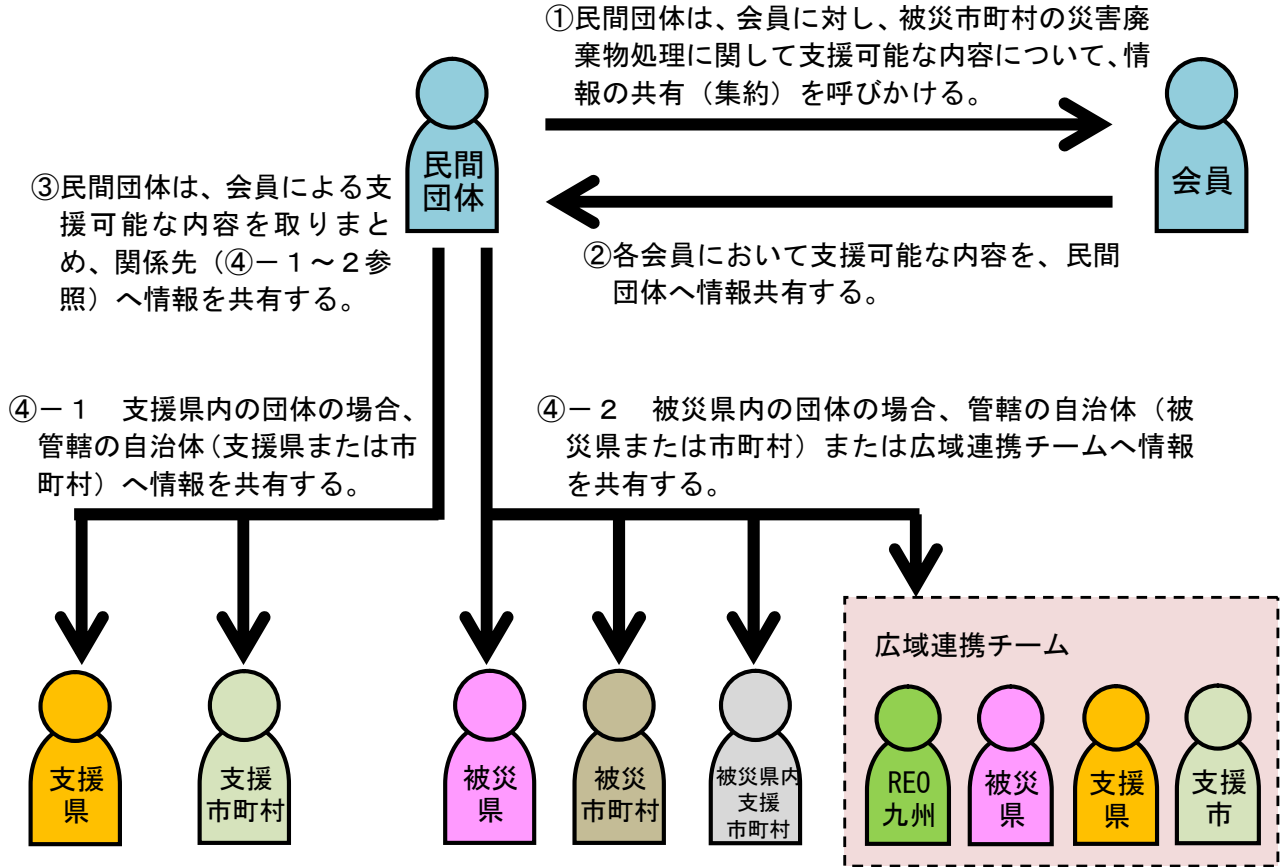
< 国の機関の場合 >

国の機関（九州地方整備局、沖縄総合事務局）からは、「支援可能な内容」の情報を広域連携チームへ提供することになる。中央省庁を通じたやり取りになる可能性もあるため、その場合は、REO九州を通じて広域連携チームへ情報共有を行うこととする。



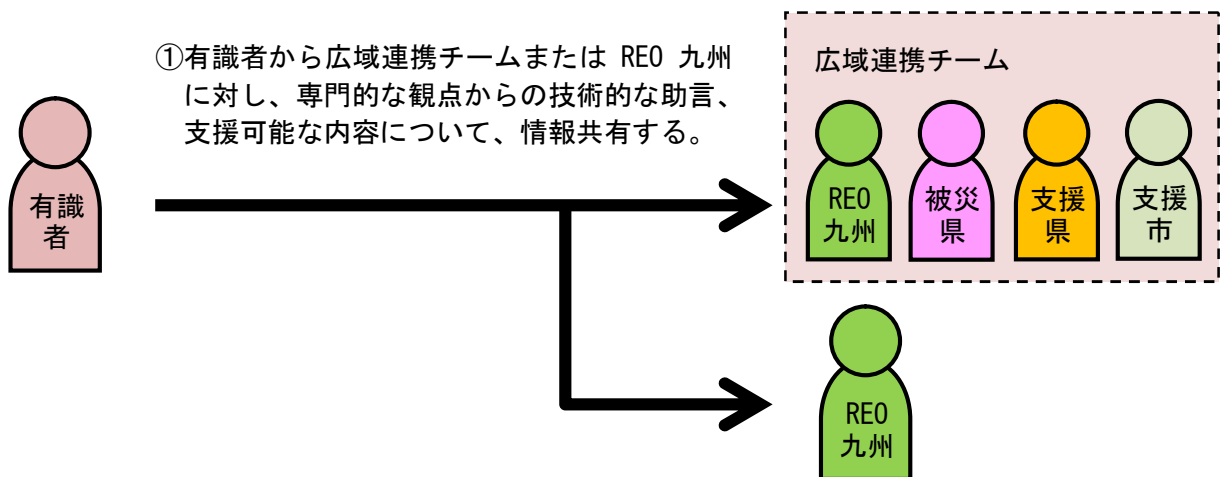
<民間団体の場合>

民間団体からは、「支援可能な内容」の情報を提供することになる。支援県内の団体の場合は当該事業の管轄自治体（支援県・市町村）へ、被災県内の団体の場合は当該事業の管轄自治体（被災県・市町村）または広域連携チームへ情報共有を行う。



<有識者の場合>

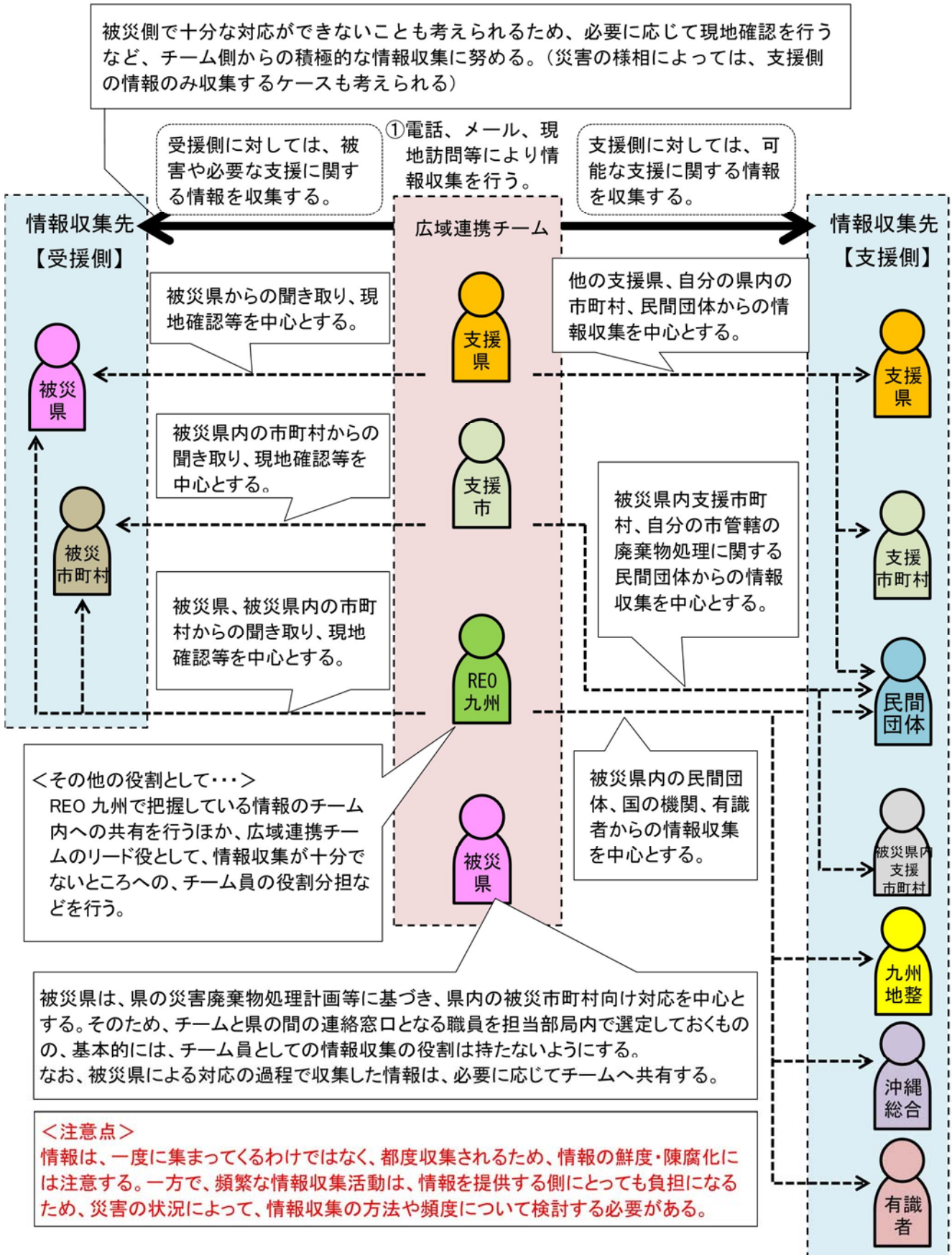
有識者からは、それぞれの専門的な観点から、「技術的な助言」や「支援可能な内容」の情報を広域連携チームまたは REO九州へ提供する。



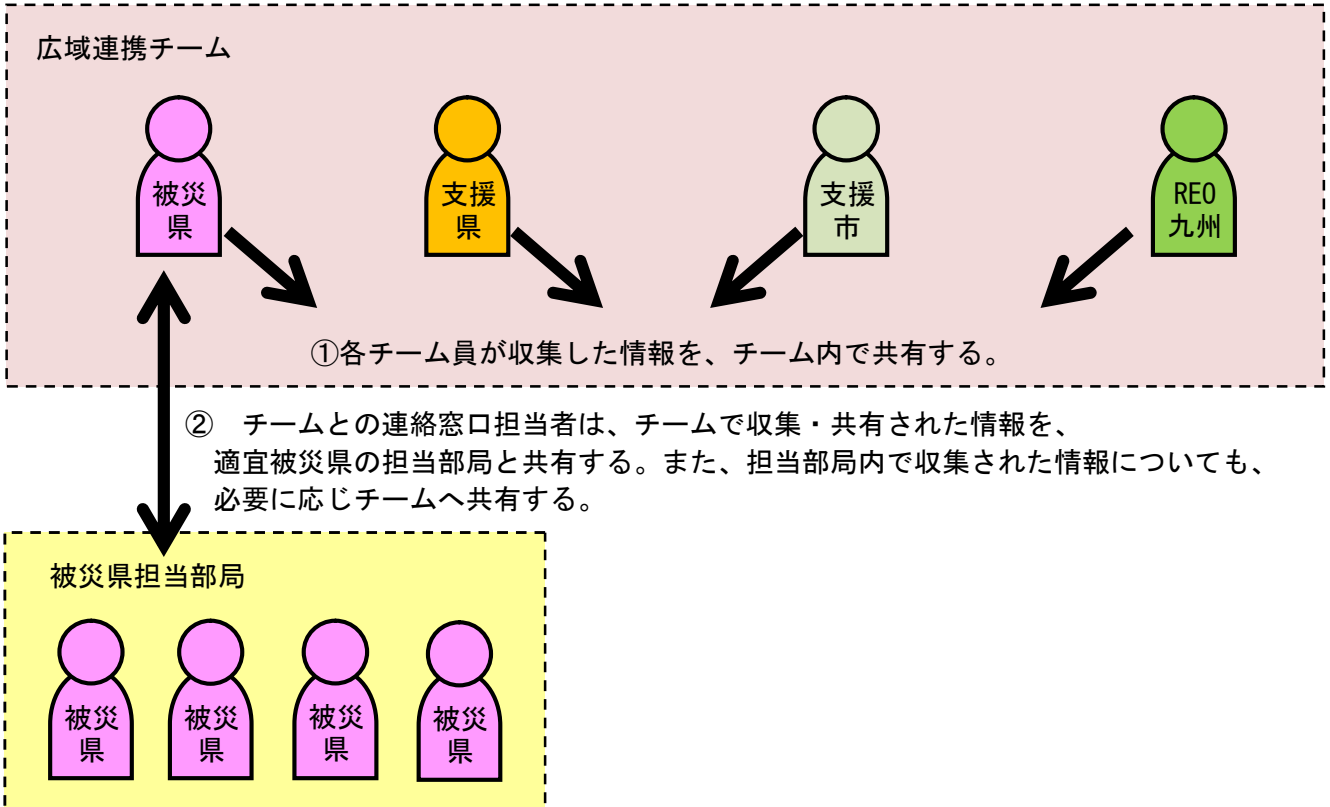
【連絡事項】

関係者	連絡先	連絡事項
支援市町村	支援県	・ 支援可能な内容（人的支援、収集運搬支援、処理支援、資機材支援など）
被災県内支援市町村	広域連携チーム （または被災県）	・ 支援可能な内容（人的支援、収集運搬支援、処理支援、資機材支援など）
民間団体（団体会員）	団体の事業を管轄する県・市、広域連携チーム	・ 団体会員による支援可能な内容（収集運搬支援、処理支援、仮置場の設置・管理・運営支援、資機材支援など）
支援県	広域連携チーム （または被災県）	・ 県としての支援可能な内容（人的支援、資機材支援、県有地の提供など） ・ 市町村からの支援可能な内容
九州地方整備局、沖縄総合事務局、有識者	広域連携チーム、REO九州	・ 支援可能な内容（人的支援、技術的助言など）

(2) 広域連携チームによる情報収集を行う。



(3) 各チーム員が収集した情報を、チーム内で共有する。



5. (ケース1) 広域連携チームにおけるマッチング

【関係者の主な役割】

関係者	主な役割
広域連携チーム	チーム内で集約された情報をもとに、受援側が必要としている支援の内容と、支援側で支援可能な内容の調整（マッチング）を行い、その結果を受援側・支援側双方に連絡する。
被災県 被災市町村	広域連携チームによるマッチングの結果、当該県・市町村が何らかの支援を受けることになった場合は、マッチング先（支援者）との具体的な協議・調整を行う。
支援県 支援市町村 被災県内支援市町村	広域連携チームによるマッチングの結果、当該県・市町村が何らかの支援を行うことになった場合は、マッチング先（受援者）との具体的な協議・調整を行う。
広域連携チーム内職員	広域連携チームの欄を参照。
民間団体	広域連携チームによるマッチングの結果、当該団体の会員が何らかの支援を行うことになった場合は、団体を通じて会員への連絡を行う。マッチング先（受援者）との具体的な協議・調整は、会員が直接行うものとし、民間団体は協議・調整状況の把握に努める。
九州地方整備局 沖縄総合事務局 有識者	広域連携チームによるマッチングの結果、何らかの支援を行うことになった場合は、マッチング先（受援者）との具体的な協議・調整を行う。
REO九州	適宜、広域連携チームとの情報共有を図るとともに、直接的に何らかの支援を行うことになった場合は、マッチング先（受援者）との具体的な協議・調整を行う。
広域連携チーム内職員	広域連携チームの欄を参照。

【解説】

広域連携チームが収集した支援側と受援側の情報を基に、被災県・被災市町村が必要としている支援の内容に対し、支援者側で支援可能な内容があるか確認する。合致するものがある場合は、支援側、受援側双方の観点から優先的に実施すべきものを検討し、マッチングを行う。同様の支援内容が複数あった場合、支援能力の高さ（収集運搬の車両数、施設の処理能力など）、支援先への距離の近さといった観点から、優先度を検討する。同様の支援の要望が複数あった場合、被害の大きさ、被災県・被災市町村の担当部局の人数や機能状況、支援者との距離の近さ、住民の生活への支障の発生の有無といった観点から、優先度を検討する。

また、マッチングを行っている最中も、支援・受援に関する情報収集は引き続き行い、対応の優先度、緊急性等を勘案しながら、広域連携チームを中心として調整を進めていく。

広域連携チームのマッチング結果を踏まえ、連絡を受けた支援・受援の各関係者は、支援の実施に向け、当事者同士で直接、具体的な支援・受援内容や支援の実施に際しての条件確認等を開始する。当事者同士で調整・確定した支援・受援内容は、広域連携チームへ情報共有した上で、実際の支援を開始し

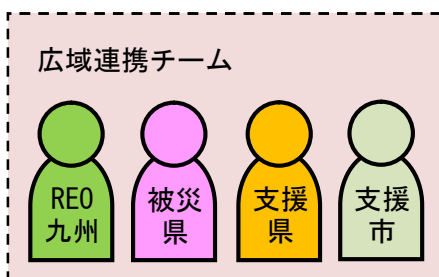
ていただくようにする。

なお、支援を行っている最中に支援内容・期間等に変更が生じた場合や、予定していた支援を途中で終了する場合は、当事者同士で合意した上で、支援の実施中に受援者から広域連携チームへ情報共有を行っていただく。

支援が完了した後は、支援者が受援者に対し実施報告を行い、受援者が内容を確認するとともに、予定していた支援が問題なく実施されていれば、支援者から広域連携チームへ情報共有していただき、支援を完了とする。

【関係者の具体的な行動】

(1) 広域連携チームに集約された支援・受援の情報をもとに、マッチングについて検討を行う。



マッチングを行いながらも、
情報収集活動は並行して
継続する

①広域連携チームに集約された、被災県・被災市町村の「必要としている支援の内容」と、支援者側からの「支援可能な内容」をもとに、双方で合致する内容があるか確認する。



②合致するものがある場合、支援の緊急性が高いものを優先して、マッチングを行う。

【支援そのものの優先度を検討する上で考慮する点の例】

- ・被害の大きさや、生活環境保全上の支障の問題から、対応が急がれる
- ・被災市町村の担当部局が少人数である、庁舎の被災によって行政機能が停止しているなど、災害廃棄物への対応が十分に進められない状況にない

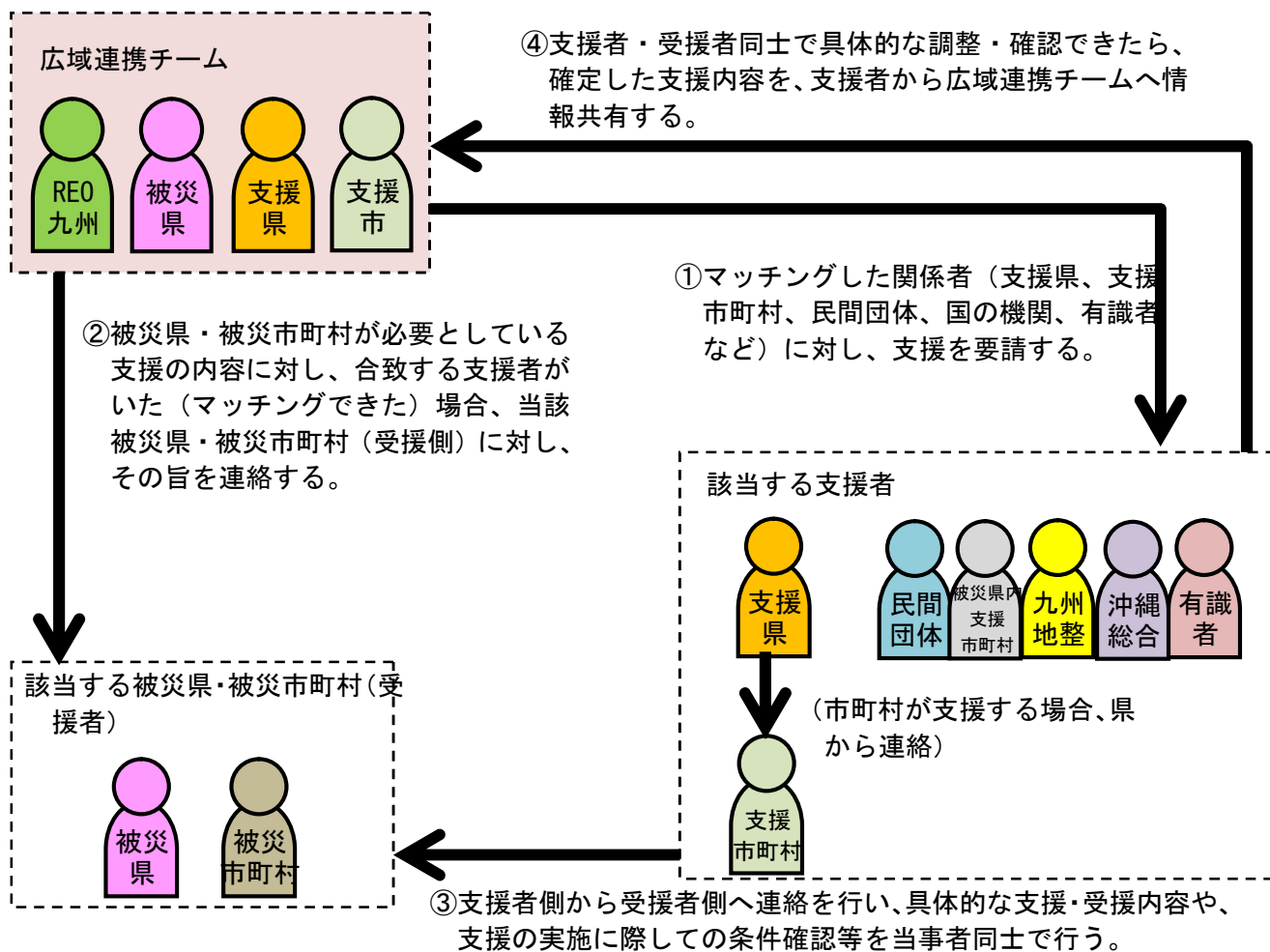
など

【同様の支援が可能な、複数の支援者がいる場合の、支援者の優先度を検討する上で考慮する点の例】

- ・支援能力が高い（収集運搬能力、中間処理能力、最終処分能力、派遣可能人数）
- ・支援に当たっての制約条件が少ない
- ・支援先の被災県・被災市町村への距離が近い

など

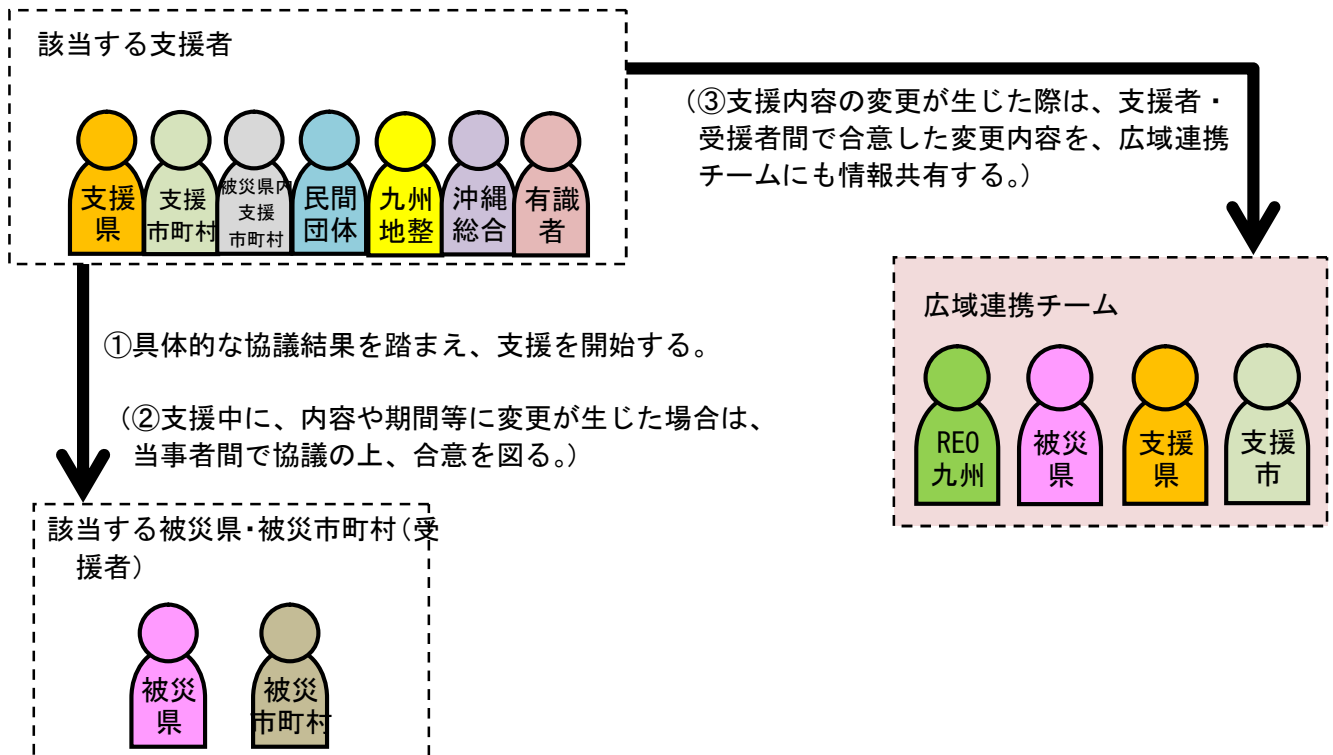
(2) マッチングの結果を踏まえ、広域連携チームから、支援・受援の各関係者へ連絡し、当事者同士で具体的な調整を行う。



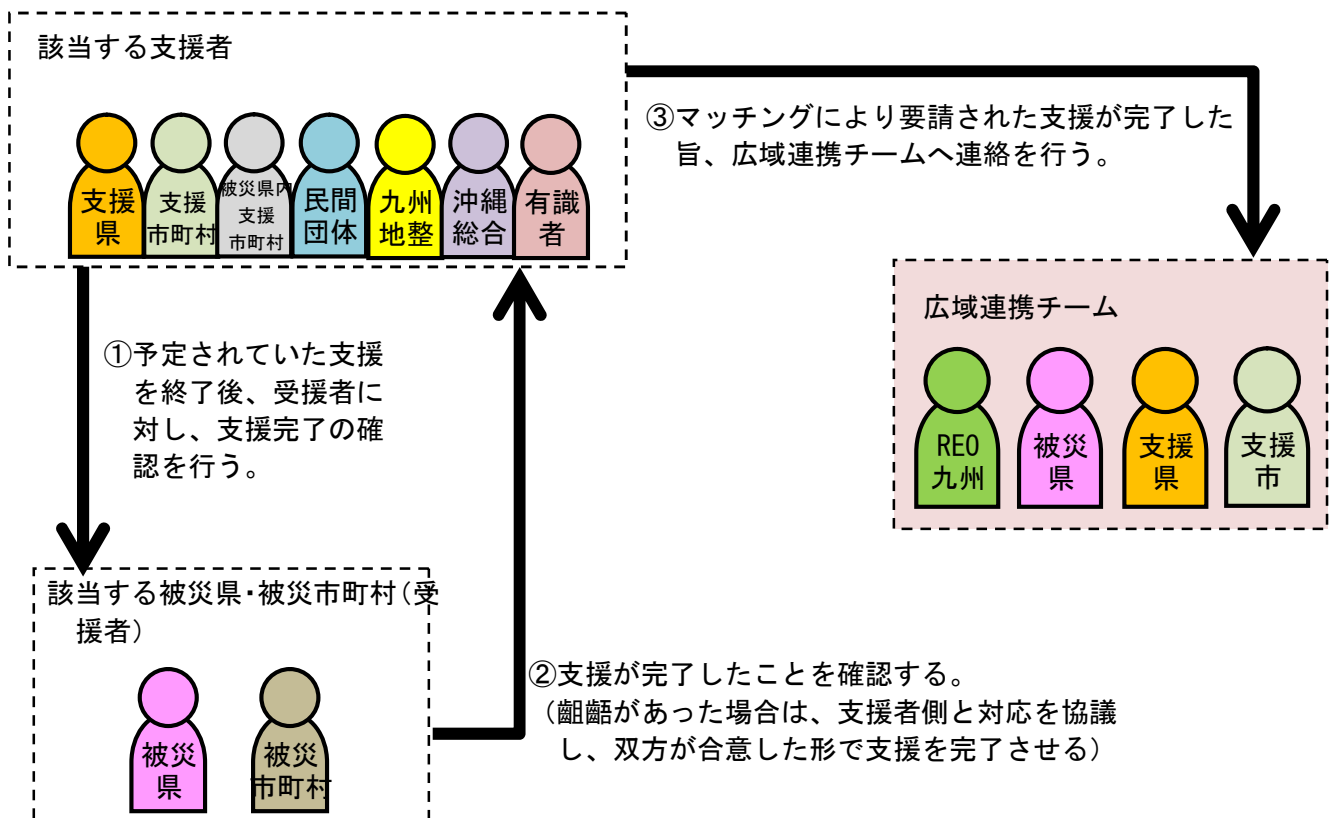
【連絡事項】

関係者	連絡先	連絡事項
広域連携チーム	支援者 (支援県、支援市町村、被災県内支援市町村、民間団体、国の機関、有識者のうち、該当するところ)	・ マッチングの結果として、支援の要請 ・ 選定した支援先、支援の内容、支援先の担当者及び連絡先 ※連絡は支援者側から行っていただく旨も伝える
広域連携チーム	受援者 (被災県または被災市町村のうち、該当するところ)	・ マッチングの結果、選定した支援者、支援の内容、支援者の担当者及び連絡先 ※連絡は支援者側から行う旨も伝える
支援者	受援者	・ 広域連携チームから要請があった旨の連絡 ・ 要請があった支援内容の確認 ・ 支援に当たっての具体的な条件（受援者側からの要望も確認）
支援者	広域連携チーム	・ 受援者との具体的な条件確認・調整の結果

(3) 支援者からの支援を実施する。



(4) 支援が終了したことを確認する。



5. (ケース2) 広域連携チームにおける支援可能な内容の提示

【関係者の主な役割】

関係者	主な役割
広域連携チーム	チーム内で集約された情報をもとに、受援側が必要としている支援の内容を整理し、その結果を受援側に提示する。
被災県	広域連携チームを通じ、県内の被災市町村に支援側の支援可能な内容を提示する。被災市町村において支援の要請があった場合には、広域連携チームへの連絡調整を行う。
被災市町村	被災県又は広域連携チームからの情報を受け、必要とする支援内容があった場合は、被災県（広域連携チーム）へ支援要請を行う。支援を受けられることになった場合は、支援者との具体的な協議・調整を行う。
支援県 支援市町村 被災県内支援市町村	広域連携チームから受援側への情報提示の結果、当該県・市町村が何らかの支援を行うことになった場合は、受援者との具体的な協議・調整を行う。
広域連携チーム内職員	広域連携チームの欄を参照。
民間団体	広域連携チームから受援側への情報提示の結果、当該団体の会員が何らかの支援を行うことになった場合は、団体を通じて会員への連絡を行う。受援者との具体的な協議・調整は、会員が直接行うものとし、民間団体は協議・調整状況の把握に努める。
九州地方整備局 沖縄総合事務局 有識者	広域連携チームから受援側への情報提示の結果、何らかの支援を行うことになった場合は、受援者との具体的な協議・調整を行う。
REO九州	適宜、広域連携チームとの情報共有を図るとともに、直接的に何らかの支援を行うことになった場合は、受援者との具体的な協議・調整を行う。
広域連携チーム内職員	広域連携チームの欄を参照。

【解説】

5. (ケース1) に対し、受援側（必要とする支援）の情報が十分に収集できる状況にない場合、支援側の情報のみを提示するこちらのケースでの対応が考えられる。

広域連携チームが収集した支援側の情報を、被災県を通じて被災市町村に提示する。提示された内容の中に、被災市町村側が必要とする支援内容がある場合は、被災県を通じ、広域連携チームへ支援の要請を行う。支援の要請があったものについては、広域連携チームから支援者へその旨の連絡を行い、連絡を受けた支援者は、支援の実施に向け、当事者同士で直接、具体的な支援・受援内容や支援の実施に際しての条件確認等を開始する。当事者同士で調整・確定した支援・受援内容は、広域連携チームへ情報共有した上で、実際の支援を開始していただくようにする。

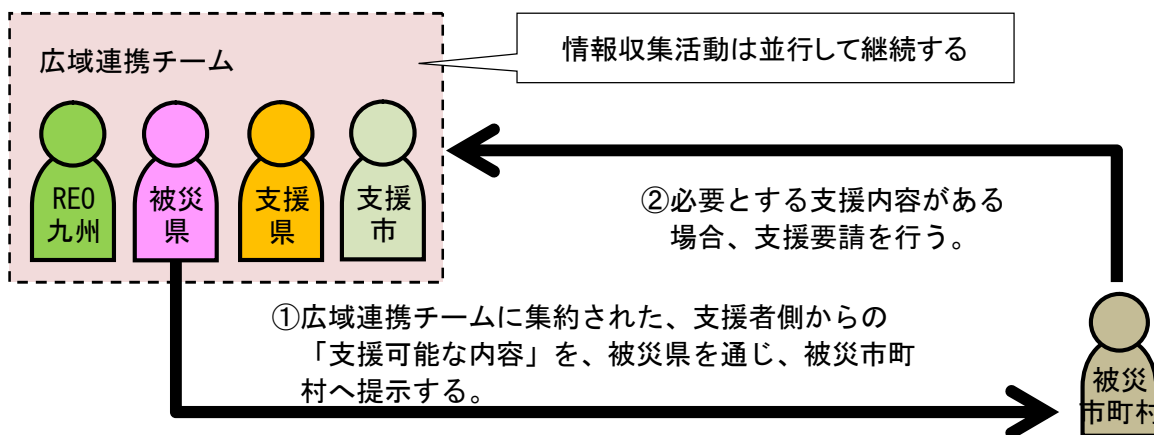
なお、支援を行っている最中に支援内容・期間等に変更が生じた場合や、予定していた支援を途中で終了する場合は、当事者同士で合意した上で、支援の実施中に受援者から広域連携チームへ情報共有を

行っていただく。

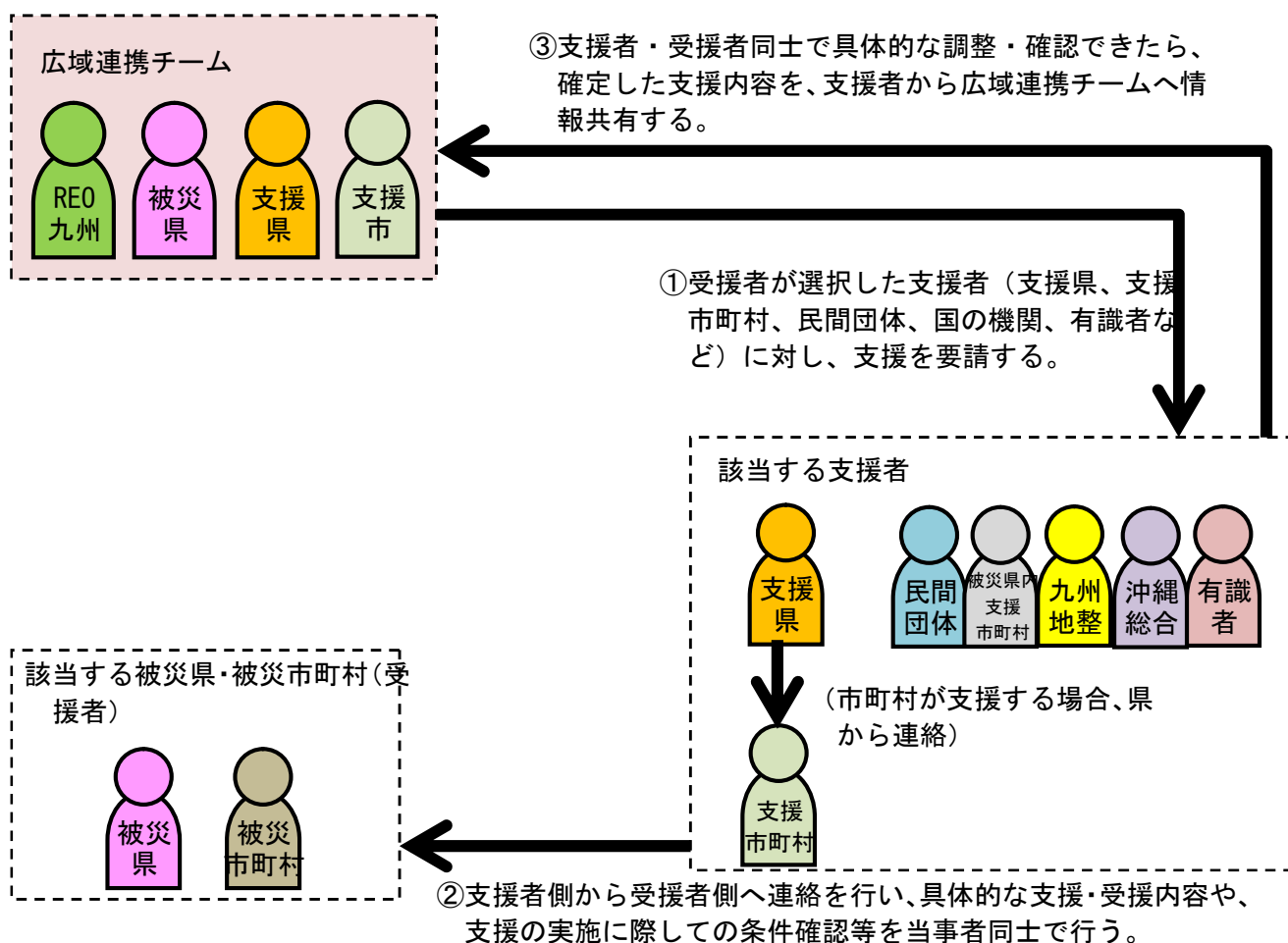
支援が完了した後は、支援者が受援者に対し実施報告を行い、受援者が内容を確認するとともに、予定していた支援が問題なく実施されていれば、支援者から広域連携チームへ情報共有していただき、支援を完了とする。

【関係者の具体的な行動】

(1) 広域連携チームに集約された支援の情報を受援側に提示し、必要なものがあれば選択（支援要請）してもらう。



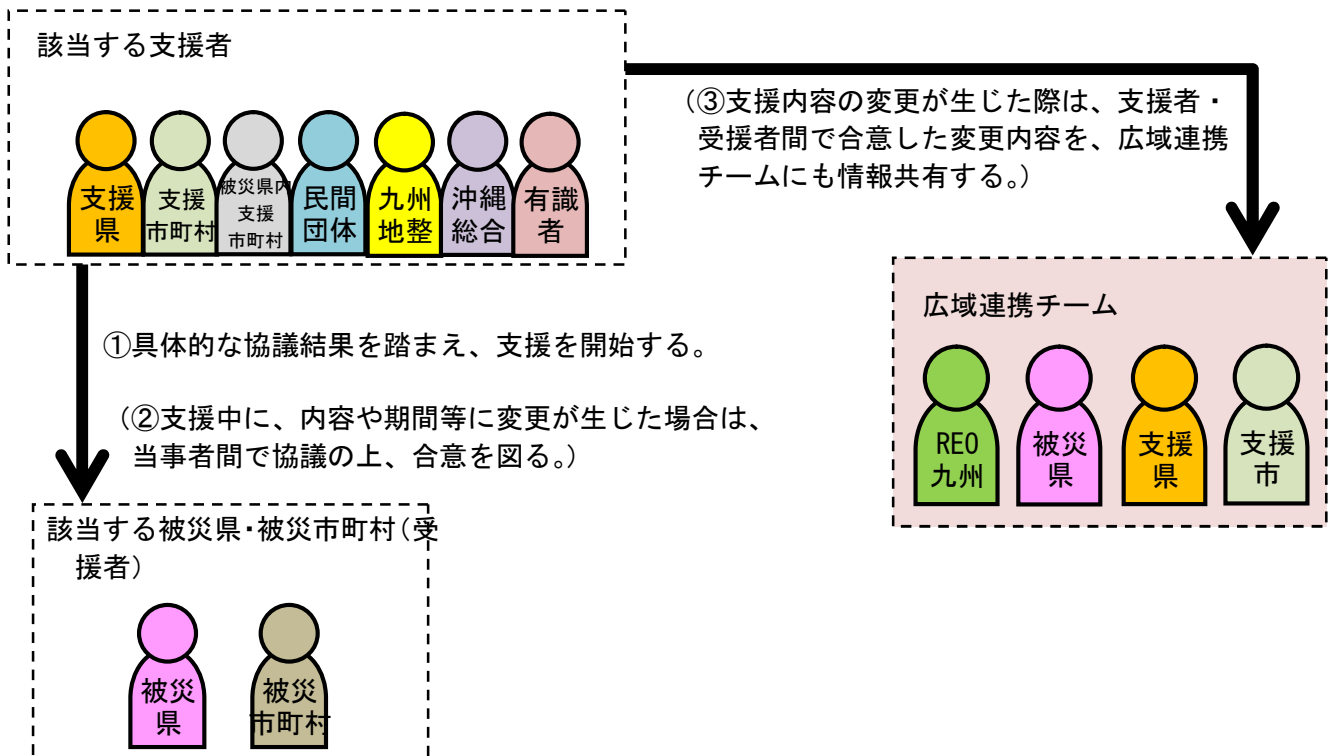
(2) 選択された支援者に対し広域連携チームから連絡し、当事者同士で具体的な調整を行う。



【連絡事項】

関係者	連絡先	連絡事項
広域連携チーム	支援者 (支援県、支援市町村、被災県内支援市町村、民間団体、国の機関、有識者のうち、該当するところ)	・ 受援者の選択した支援の要請 ・ 選定した支援先、支援の内容、支援先の担当者及び連絡先 ※連絡は支援者側から行っていただく旨も伝える
支援者	受援者	・ 広域連携チームから要請があった旨の連絡 ・ 要請があった支援内容の確認 ・ 支援に当たっての具体的な条件（受援者側からの要望も確認）
支援者	広域連携チーム	・ 受援者との具体的な条件確認・調整の結果

(3) 支援者からの支援を実施する。



(4) 支援が終了したことを確認する。

